

森林経営管理制度と森林環境譲与税

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

令和6年8月

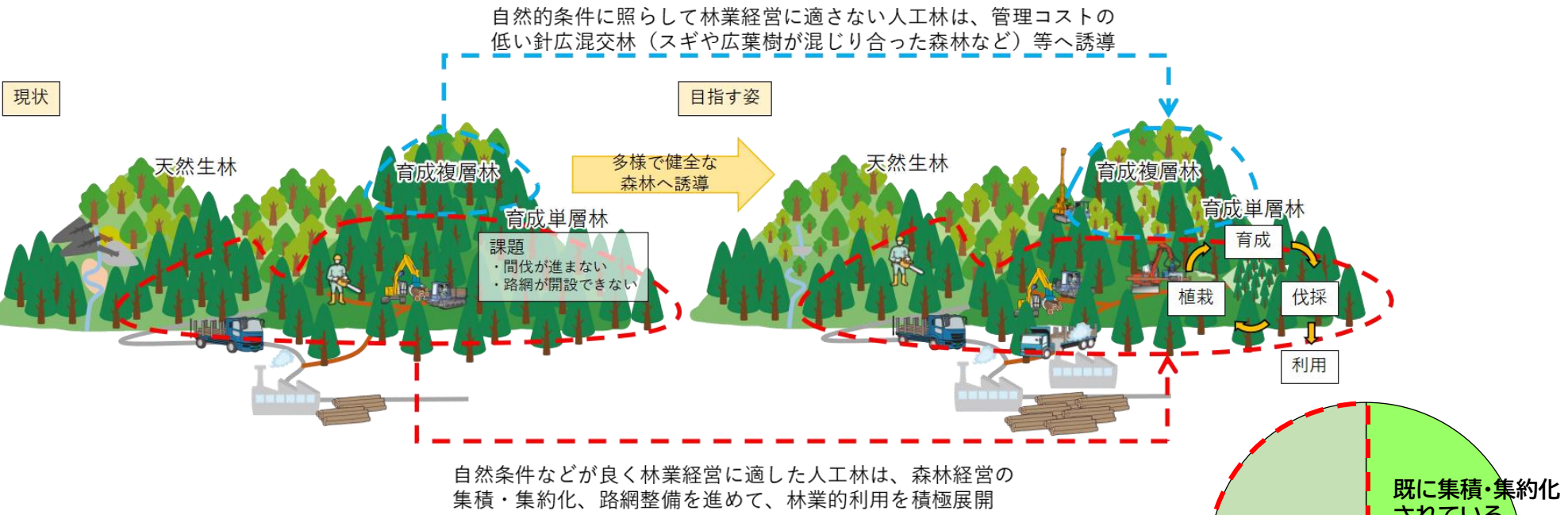
目次

1. 森林経営管理制度の背景
2. 森林経営管理制度の概要と実績
3. 森林経営管理制度の進め方
4. 森林環境譲与税の更なる活用
5. 森林・林業行政における市町村の役割

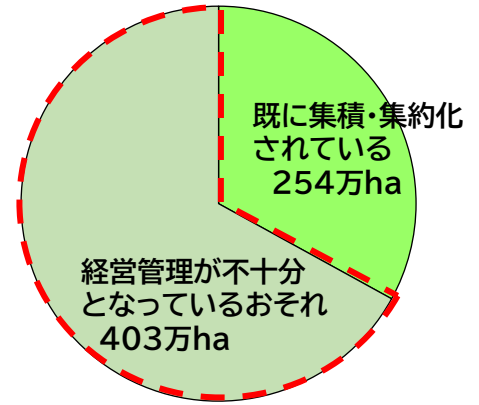
1. 森林経営管理制度の背景

(1) 森林整備の方向性①

- 「森林・林業基本計画」では、自然的条件に照らして林業経営に適した人工林は、適正な伐採と再生林の確保を図る一方、それ以外の人工林は、針広混交林に誘導する方針。
- 令和2年度時点で、私有林人工林657万haのうち254万haで、森林経営計画の策定等により、適切な経営管理が行われているが、それ以外では、経営管理が不十分となっているおそれあり。



「森林・林業基本計画」における森林の誘導の考え方(上)



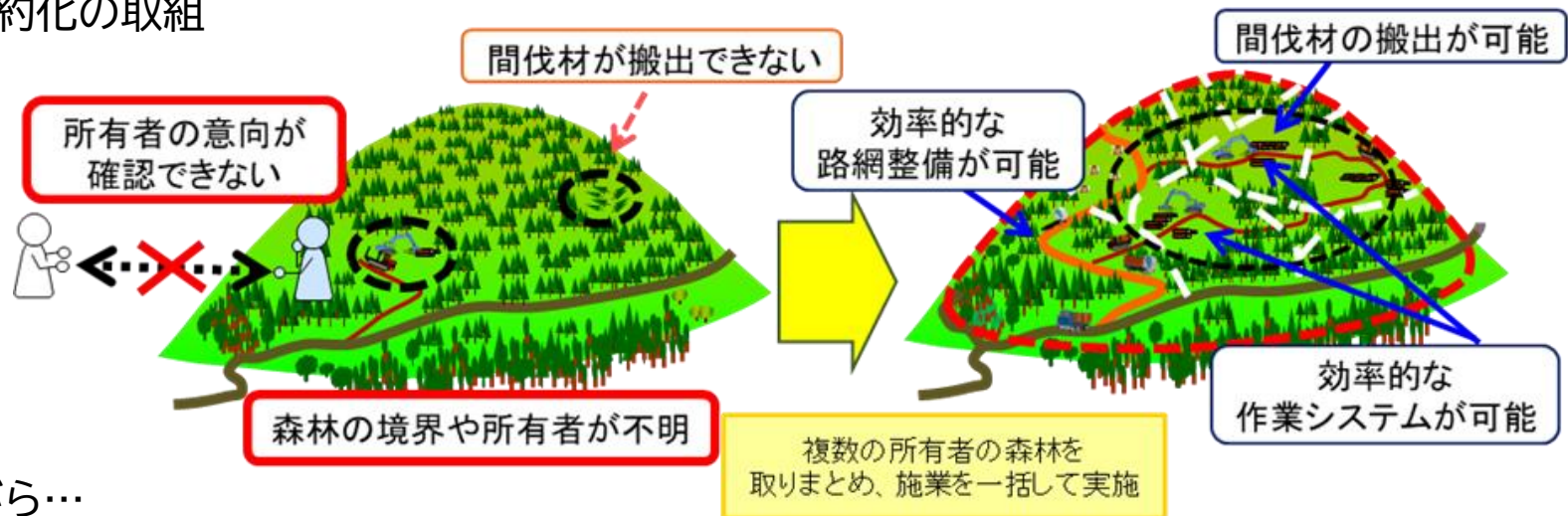
私有林人工林における経営管理の現状(右)

私有林人工林: 657万ha

(1) 森林整備の方向性②

- 我が国の森林の所有構造は、保有面積10ha未満が林家数の9割を占めるなど小規模・零細。
- 隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する「**施業の集約化**」の推進が必要。
- 一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的に、平成24年度から**森林経営計画制度**を導入。

□ 施業集約化の取組



しかしながら…

森林所有者の高齢化や相続による世代交代・不在村化等により、民間事業者だけでは、所有者の特定や森林境界の明確化に対応できない状況。

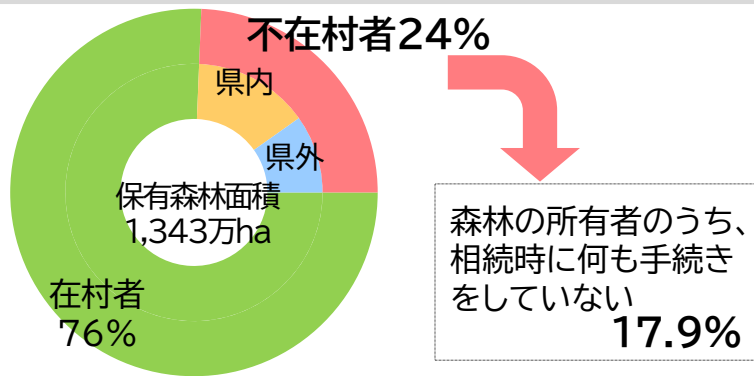


令和3年度末時点で森林経営計画作成面積は500万ha、民有林面積の約29%

(2) 森林所有者の現状

- 森林所有者の特定に多大な労力がかかること等により、民間の取組だけでは事業地の確保ができず、施業の集約化や手入れが必要な森林における間伐等の森林整備が進まない状況。
- この状況を放置すると、所有者不明森林の増加や複数の所有者による共有状態が拡大し、所有者の特定等が更に困難になることで、森林の経営管理に支障を生じさせる事態が発生するおそれ。

■ 森林所有者の4分の1は地域に不在



資料：農林水産省「農林業センサス」
国土交通省（H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート）
注1：不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。
注2：国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

■ 所有者が不明な森林がある (登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない割合)

宅地	農用地	林地	合計
20.8%	23.1%	29.8%	24.0%

資料：国土交通省（令和2年度地籍調査における土地所有者等に関する調査）
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

■ 長年登記されていない森林がある

（中小都市・中山間地域で最後の登記から50年以上が経過している割合）

宅地	田・畑	山林	全体
10.6%	23.5%	32.3%	26.6%

資料：法務省（不動産登記簿における相続登記未了土地調査）（平成29年）
注：全国10か所の地区（調査対象数約10万筆）で相続登記が未了となっているおそれのある土地の調査を実施。調査対象土地に係る自然人名義の所有権の登記がいつされたのかを調査し、その経過年数を把握。

□ 各地の所有者特定に係る事例

A市の事例

- 16ha、**登記名義人45名に対して、戸籍謄本等785通取得、確認した相続人184名。**
- **相続人の探索から、おおむね完了するまでに約26週（探索段階で死亡等がある場合の追跡調査を含めると約1年）を要した。**

資料：林野庁「森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会」資料より

G市の事例

- 51ヘクタール（206筆）の森林について、森林整備のため市が所有者又は土地の管理を行う者の所在確認。
- 特定作業には1年3カ月を要した。

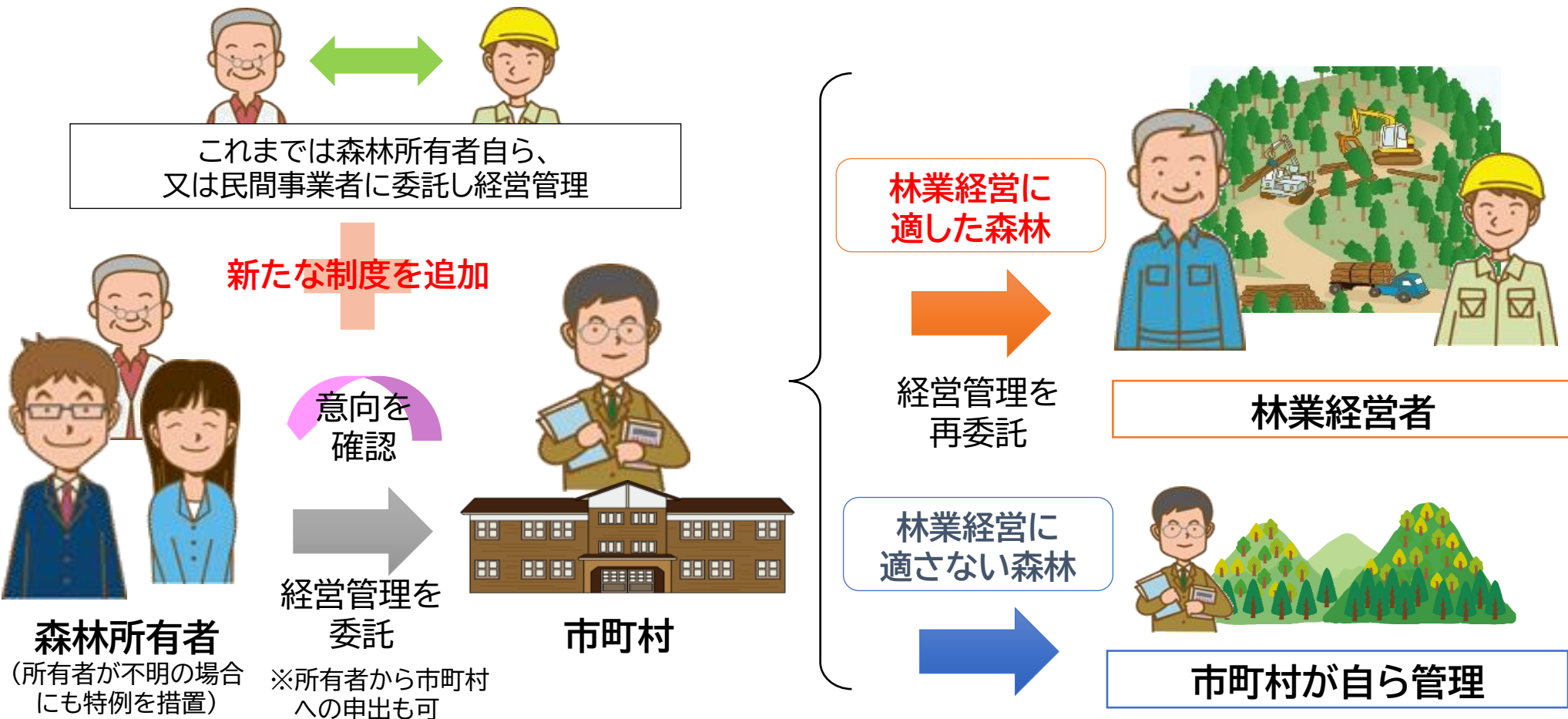
資料：国土交通省平成26年度調査

➡ これらの課題に対して、早急な対応が求められている状況

2.森林経営管理制度の概要と実績

(1) 森林経営管理制度(森林経営管理法)とは

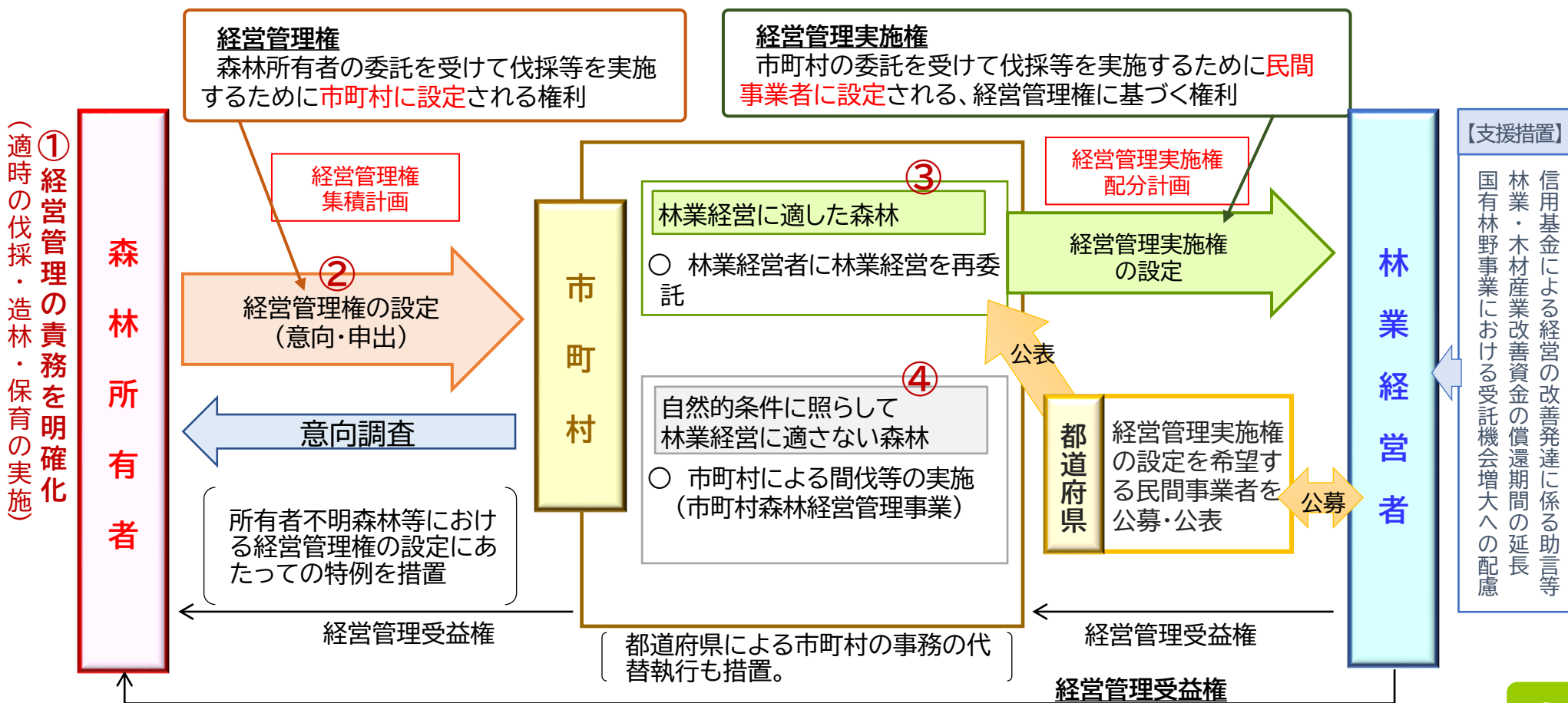
➤ 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、**市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託**することや**市町村が自ら管理**することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築

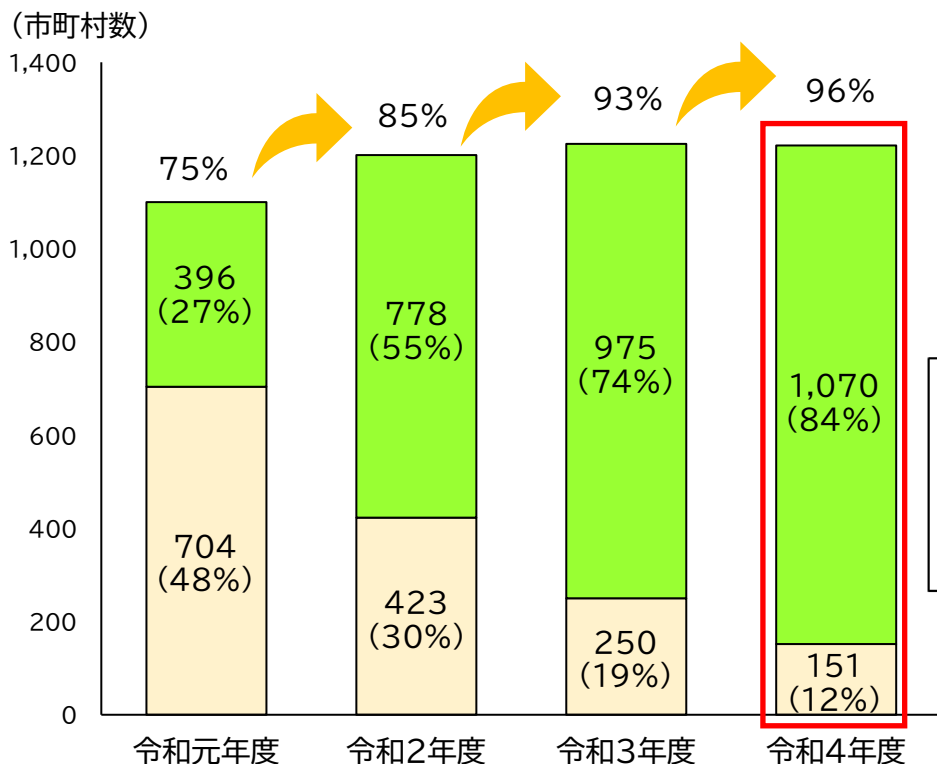
(2) 森林経営管理制度の取組の流れ

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



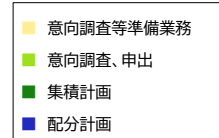
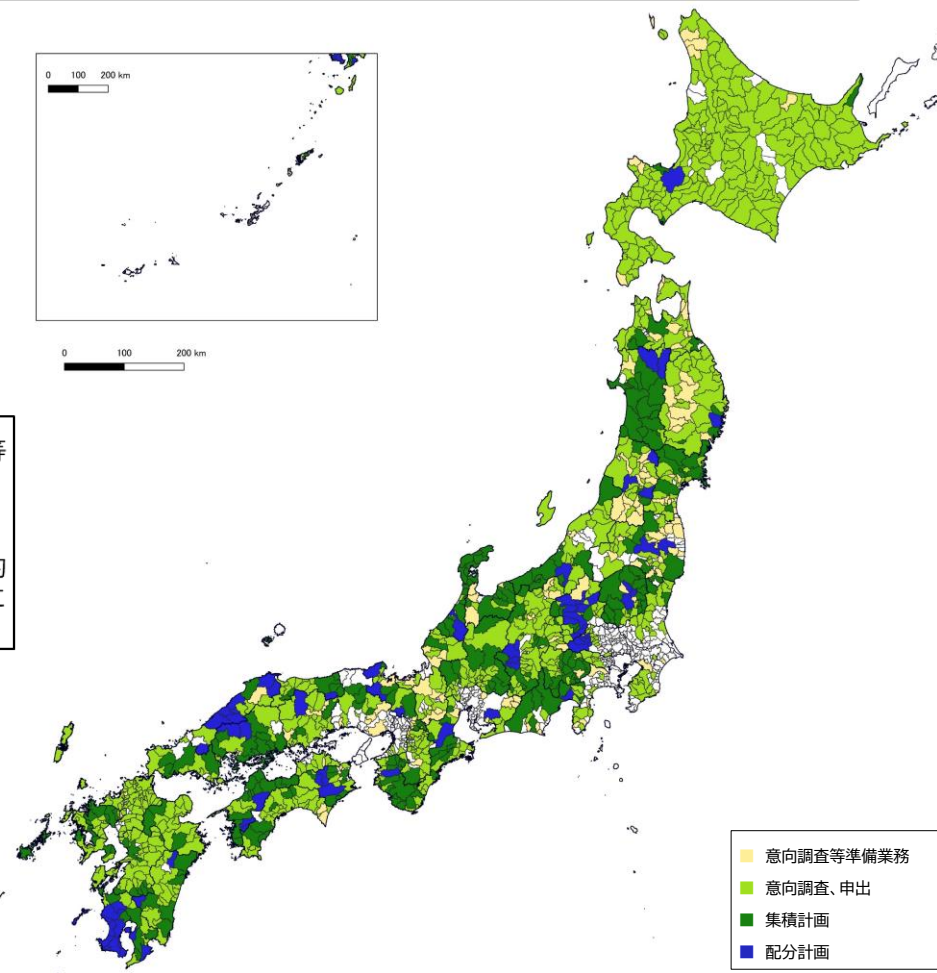
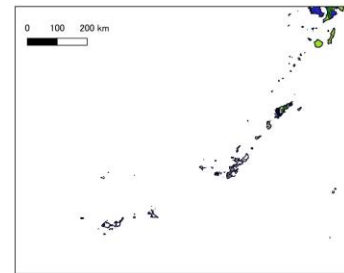
(3) 森林経営管理制度に取り組む市町村

- 令和4年度末までに、私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村の96%で、意向調査の準備を含む森林経営管理制度に係る取組を実施。
- 制度の活用が必要な市町村の約8割で、森林経営管理制度に基づく意向調査を実施。



注1) ()内は私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村数(R1:1,470、R2:1,408、R3:1,313、R4:1,276)に対する割合。
 2) 「私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村」とは、私有林人工林がある市町村から、私有林人工林が極めて少ない等整備・活用の必要性が低い市町村、既に経営管理が行われている、もしくは森林経営管理制度以外の方法で実施する市町村を除いたもの。
 3) 「意向調査等の取組」には、意向調査の実施、申出受理、経営管理権集積計画・経営管理実施権配分計画の策定を含む。
 4) 「集積・集約化の取組に係る準備」には、森林資源情報や所有者情報の整理・分析・精緻化を含む。

森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況(市町村数)



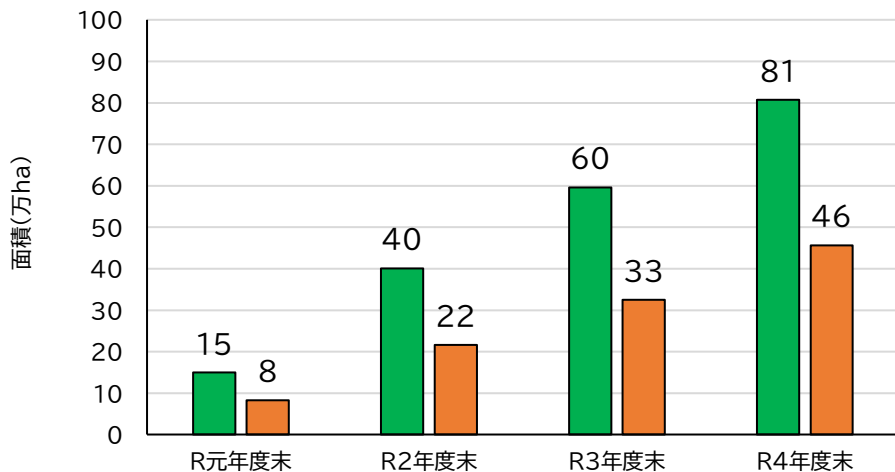
※一部島嶼部を省略

森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況(全国図)

(4) 経営管理意向調査の実施

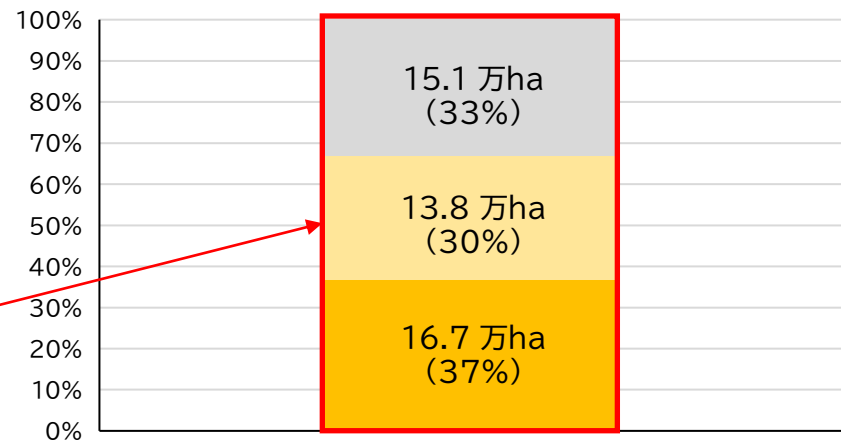
- 令和4年度における意向調査の実施面積は約21万ha。制度開始から4年間で約81万haを実施。
- 全国の回答率は約6割(面積ベース)。回答のうち「市町村への委託希望」は約4割(面積ベース)。
- 令和4年度末までに、森林所有者から、4,548haの森林について、集積計画作成の申出あり。
- 意向調査票を送付し、宛先不明で返送されたものは全体の約1割。

■ 意向調査の実施面積と回答面積(累計)



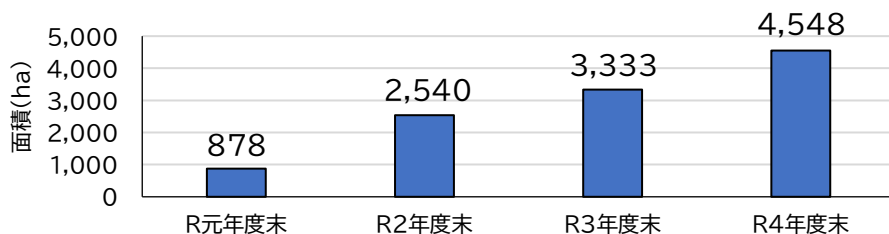
■ 回答があった面積の内訳(累計)

これまでに約46万ha(面積ベースで6割)で回答あり



■ 市町村への委託を希望 ■ 所有者自ら経営管理を希望 ■ その他(※)
 ※既に他者に委託済み、自分で委託先を探す等

■ 申出のあった面積(累計)



■ 送付された意向調査票のうち宛先不明で返送されたものの割合(R4年度)

意向調査面積	宛先不明	割合
約21万ha	約2.3万 ha	11 %

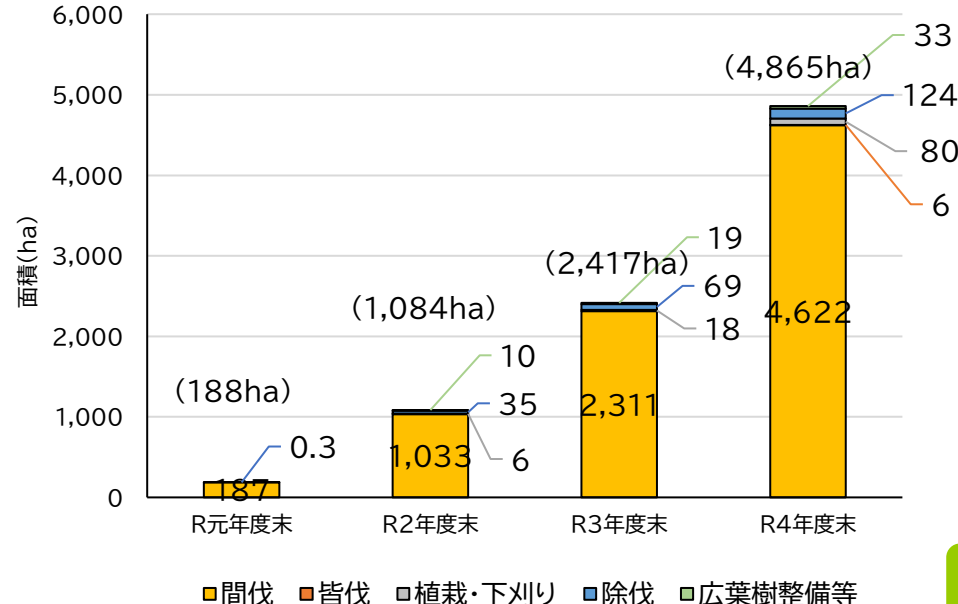
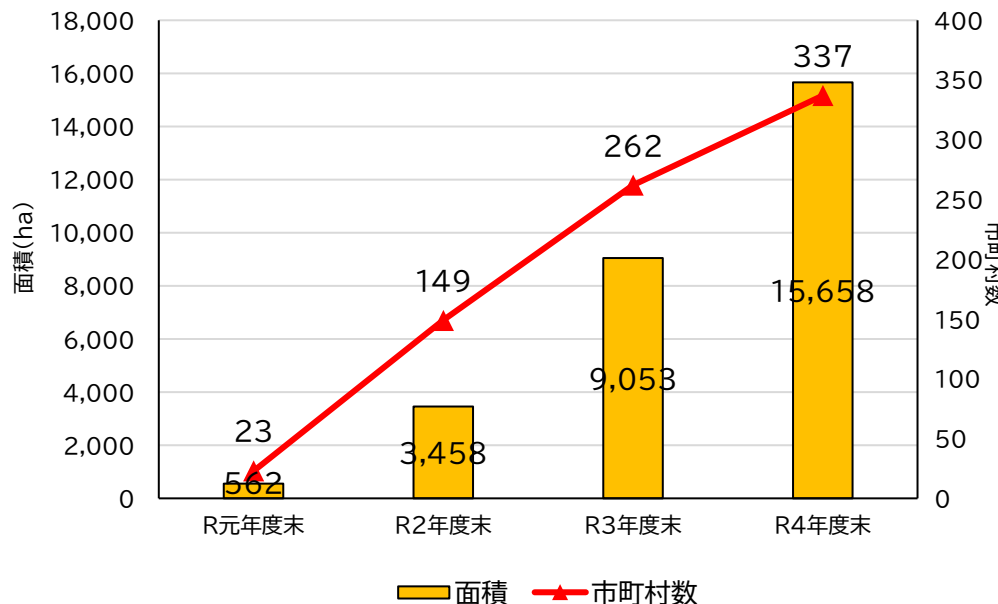
(5) 経営管理権集積計画の策定

- 経営管理権集積計画については、令和4年度末までの累計で、39道府県337市町村、15,658haで策定。前年度末から約1.7倍に増加。
- 令和4年度末までに、経営管理権集積計画を策定した市町村の約7割(232市町村)で、森林整備(市町村森林経営管理事業)を4,865ha実施。施業は、間伐が中心で、前年度末から、約2倍に増加。

項目	令和元年度末		令和2年度末(累計)		令和3年度末(累計)		令和4年度末(累計)		(参考)令和4年度分	
	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)
集積計画策定	23	562	149	3,458	262	9,053	337	15,658	235	6,605
市町村森林経営管理事業	11	188	77	1,084	157	2,417	232	4,865	186	2,447

■ 集積計画の策定状況(累計)

■ 市町村森林経営管理事業の実施状況(累計)

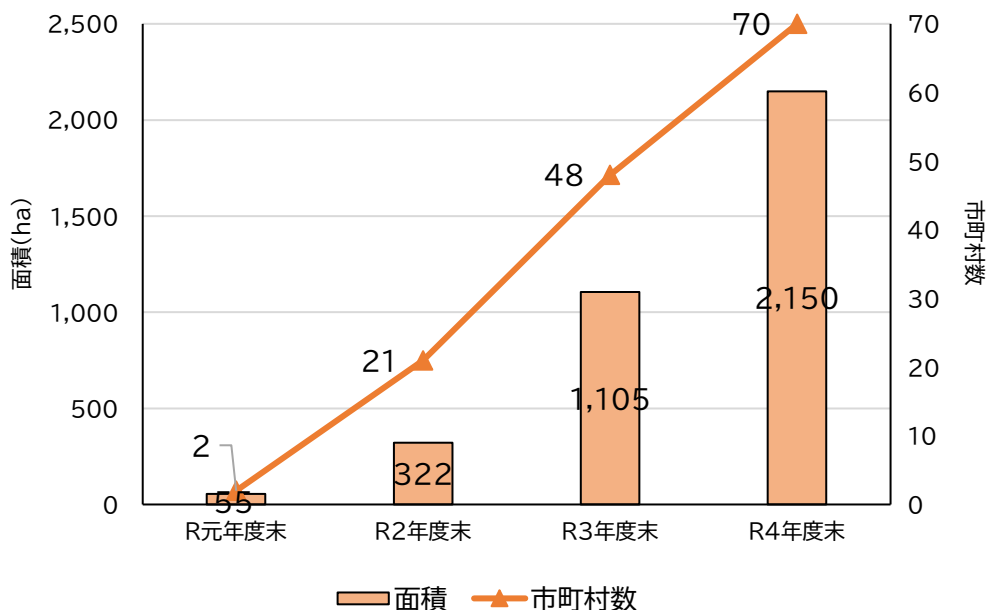


(6) 経営管理実施権配分計画の策定

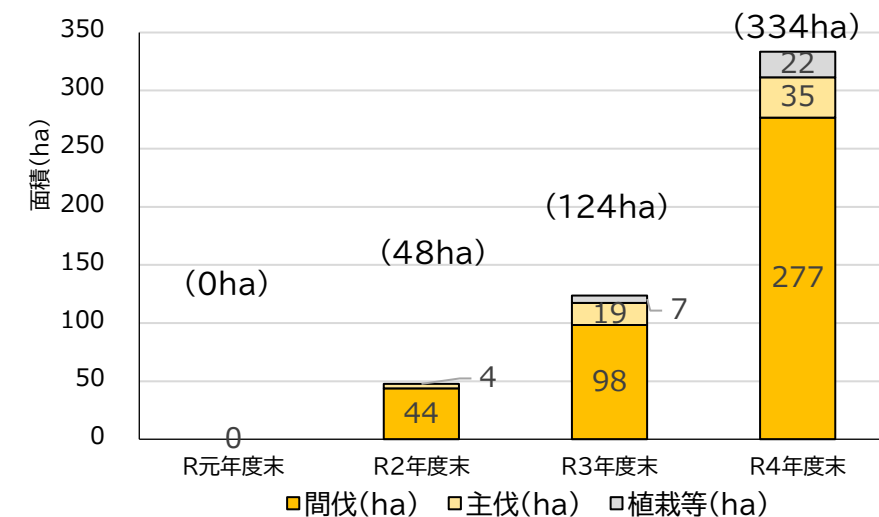
- 経営管理実施権配分計画については、令和4年度末までの累計で、24道府県**70市町村**が、**2,150ha**で策定。前年度末から、**約2倍に増加**。
- 令和4年度末までに、経営管理実施権配分計画を策定した市町村の約5割(34市町)で、**林業経営者による森林整備を334ha実施**。林業経営者による主伐・再造林は累計14市町で実施。

項目	令和元年度末		令和2年度末(累計)		令和3年度末(累計)		令和4年度末(累計)		(参考)令和4年度分	
	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)	市町村数	面積(ha)
配分計画策定	2	55	21	322	48	1,105	70	2,150	42	1,045
林業経営者による事業	0	0	5	48	15	124	34	334	28	211

配分計画の策定状況(累計)



林業経営者による森林整備の実施状況(累計)



【参考】主伐・再造林を実施した市町村

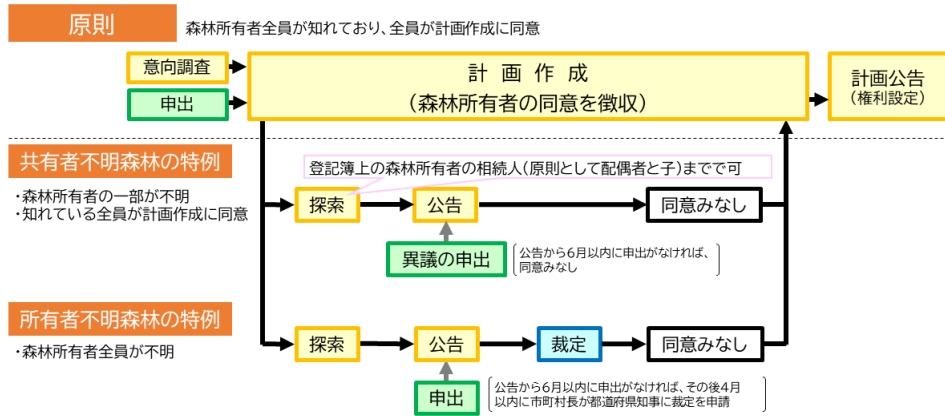
秋田県大館市、山形県最上町、福島県郡山市、栃木県矢板市、栃木県さくら市、島根県松江市、島根県浜田市、島根県安来市、島根県川本町、島根県邑南町、島根県吉賀町、宮崎県えびの市、宮崎県日之影町。

(7) 所有者不明森林等への対応

- 森林経営管理法に基づく**所有者不明森林等の特例措置**に関し、これまでに**133市町村**において、森林所有者の**探索を実施**。また、これまでに、**6市町**において、**特例措置**を活用。
- 林野庁では、「所有者不明森林の特例措置活用のためのガイドライン」を作成・改訂し、特例活用の留意点をQ&A形式で整理するとともに、活用場面をケーススタディで紹介・公表。

所有者(共有者)不明森林等における特例措置

- 所有者の一部又は全部が不明な場合も、探索や公告等の一定の手続を経ることで、経営管理権の設定が可能



※この他、確知されている森林所有者の一部又は全部が集積計画の策定に不同意な場合の特例(確知所有者不同意森林特例)も措置

<令和4年度までの取組状況(参考:R4分)>

- 探索に取り組んだ市町村 133市町村 (56市町村)
- 探索を行った所有者等 約8,300人 (約2,700人)
- うち判明した所有者等 約5,200ha (約1,000ha)
- 約4,500人 (約1,300人)
- 約3,000ha (約600ha)
- 特例措置に係る公告を実施した市町村 6市町村 (4市町村)
- 共有者不明森林: 鳥取県若桜町(R3.10)、京都府綾部市(R5.4)、北海道千歳市(R5.7)
 群馬県甘楽町(R5.9)、長崎県波佐見町(R5.12)
- 所有者不明森林: 青森県三戸町(R5.12)
- 確知所有者不同意森林: 京都府綾部市(R5.4)

<共有者不明森林制度の取組事例>

- 群馬県甘楽町^{かんらまち}では、令和元年度に、対象地区の森林所有者に意向調査を実施。その結果、所有者全員が判明した森林17haについては、令和5年3月に集積計画を策定。
- 3.3haの森林は、地区の代表者4名の連名で登記。うち3名は相続登記が行われ、同意が取得できたが、残る1名は所在不明。探索を行った結果、その相続人全員が死亡していることが判明したため、共有者不明森林の特例を活用。
- 令和5年3月に、特例措置の手続きとして、集積計画案の公告を開始。同年9月に、集積計画を策定。
- 経営管理権設定後、町は配分計画を策定し、事業者への再委託を行う考え。



集積計画策定済み森林(17ha)
 共有者不明森林(3.3ha)

<所有者不明森林制度の取組事例>

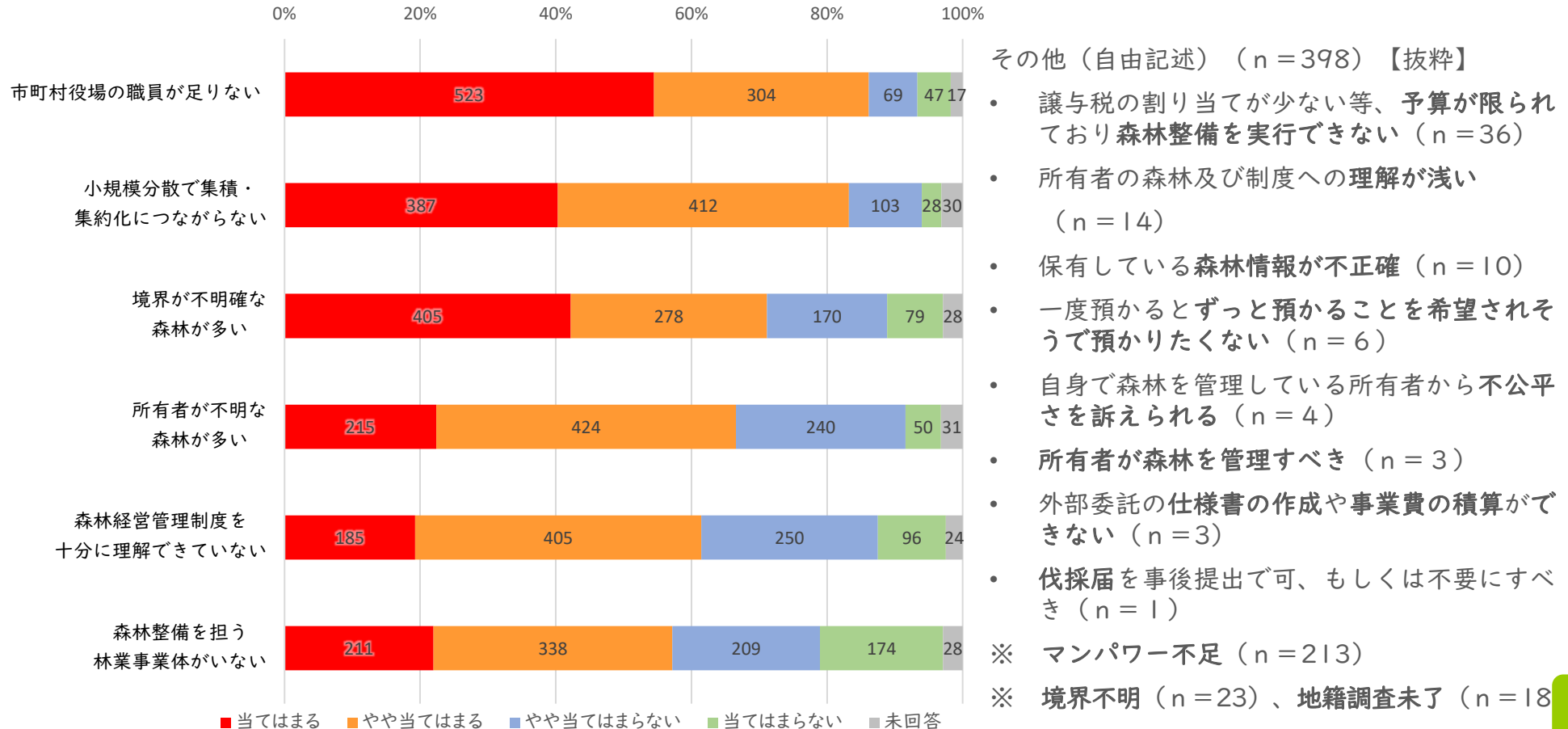
- 青森県三戸町^{さんのおまち}では、特に民家等の保全対象に近接する森林から優先的に森林経営管理制度を活用。
- 住宅地に隣接する森林について、一部で倒木が発生し、整備の必要性があるものの、所有者が不明。
- 令和2年度に意向調査を実施し、令和4年8月に対象地区の所有者探索を実施。結果、現在の所有者を確知できず、同意を取ることができないことから、所有者不明森林の特例を活用。
- 令和4年12月に、特例措置の手続きとして、集積計画案の公告を開始。6カ月の公告、県の裁定を経て、令和5年12月に集積計画を策定。
- 経営管理の内容は、皆伐を行って低木樹種の植栽を実施。(存続期間は20年)。



・制度の手続き以外の課題

- 市町村職員の不足、小規模分散で集積・集約化につながらない、境界が不明確な森林が多いについて、7割を超える市町村が、制度の手続き以外の課題として『当てはまる』『やや当てはまる』と回答。
- 自由記述においてもマンパワー不足に係る記述が多くみられたが、森林情報が不正確、所有者の制度の理解不足を懸念する声も。

Q2-1. 『課題あり』の場合、制度の手続き以外の課題について、当てはまるものを選んでください (n=960)。



・制度の手続き自体の課題

- 集積計画作成時の全員同意については、制度の手続きにハードルがあると回答した市町村のうち、**9割以上の市町村でハードル**となっていると回答。

Q2-2-1. 「制度の手続き自体にハードルを感じますか?」という問について、「当てはまる」を選んだ場合、ハードルになっている手続きは何ですか? (n=681)

0% 20% 40% 60% 80% 100%

集積計画作成時に、関係権利者全員から同意を取得しなければならないこと



配分計画作成時に、企画提案を希望する者が1者であることが明らかでも、企画提案を行わなければならないこと



市町村森林経営管理事業で、市町村が集積計画に基づき伐採を行う場合であっても、伐採届を提出しなければならないこと



経営管理権集積計画の存続期間を自動延長できないこと



所有者不明森林等の特例における公告期間が長すぎる



■ 当てはまる ■ 当てはまらない ■ 未回答

その他(自由記述) (n=160) 【抜粋】

- ・ 森林経営管理制度に係る手続きが煩雑 (n=21)
- ・ 関係権利者が多くなるほど手続きが増える (n=7)
- ・ 登記名義人が亡くなっている場合でも、納税義務者からの承諾でも可としてほしい (n=3)
- ・ 所有者不明森林等の特例など、覚えることが多く運用に至れない (n=1)
- ・ 伐採届を事後提出で可、もしくは不要にすべき (n=1)

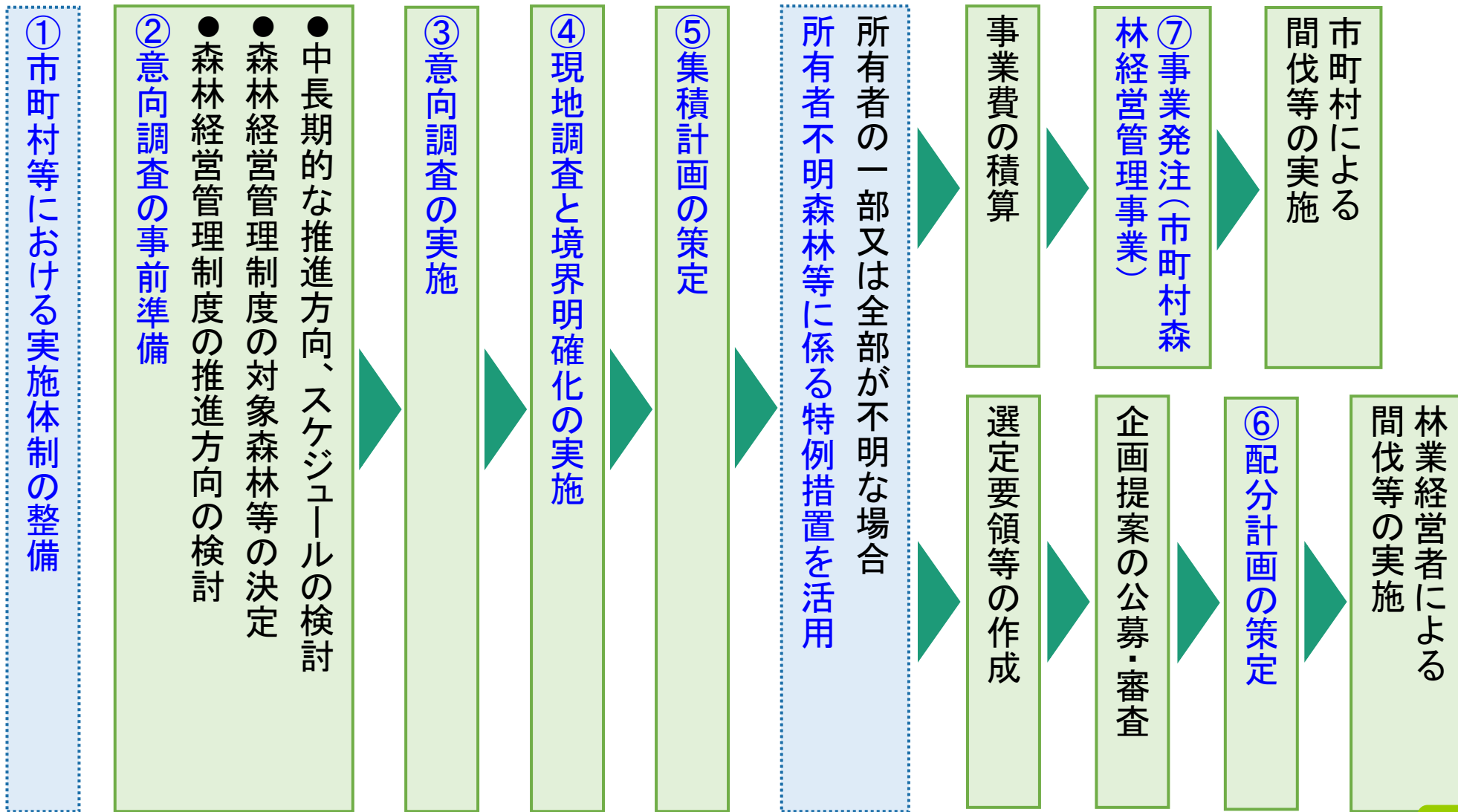
※ マンパワーが不足 (n=108)

※ 境界が不明確 (n=16)

3.森林経営管理制度の進め方

(1) 森林経営管理制度の進め方

➤ 森林経営管理制度の運用に当たっては、以下の流れで取組を推進。



※ ■ は、必要に応じて実施。
※ 番号は、次ページ以降のタイトル番号に対応。

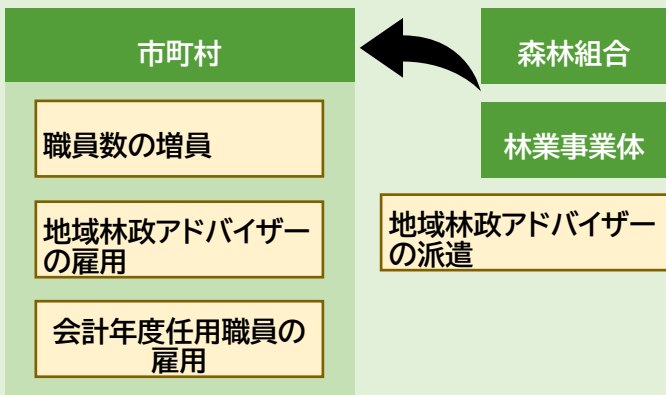
① 市町村等における実施体制の整備

- 市町村の森林・林業担当職員は全国で約3,000人程度であり、専ら林務を担当する職員数が0人の市町村が4割を占めるなど、体制が十分ではない市町村が多い。そのため、森林経営管理制度を円滑に運用していくためには、市町村の取組体制を構築することが重要。
- 具体的には、①市町村自らの体制構築や②協議会の設置による民間活力の活用、③複数市町村の連携などが考えられる。

①-1市町村自らの体制構築

市町村による体制整備の方法は様々。自ら体制強化を図っている事例は、以下のとおり。

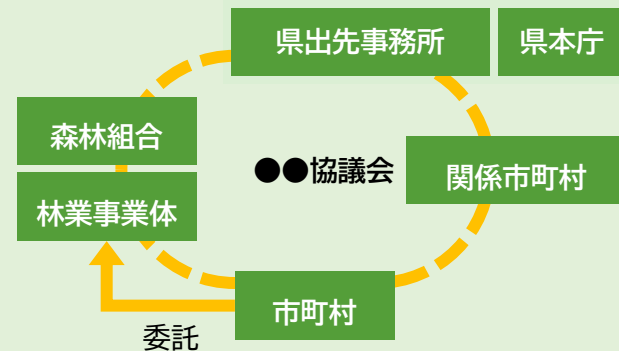
- ◆ 組織再編により新たな専属部署を設置する例
- ◆ 会計年度任用職員等の雇用も含め、林務担当職員を増員する例
- ◆ 地域林政アドバイザーを活用する例



①-2協議会の設置による民間活力の活用

森林経営管理制度の推進母体となる新たな組織を立ち上げた事例は、以下のとおり。

- ◆ 制度に係る業務全般の受け皿となる組織として、森林組合や林業事業体等による協議会を設立している例
- ◆ 関係者間の合意形成の場として、周辺市町村、都道府県、民間団体等と協議会を設立している例



①-3複数市町村の連携

周辺市町村と連携した体制構築の事例は、以下のとおり。

- ◆ 新たな組織を立ち上げ、各市町から職員派遣を行い、業務を一元的に管理している例
- ◆ 既存組織に新たな部署を立ち上げ、専門の職員を配置したうえで、制度の事務全般を担っている例



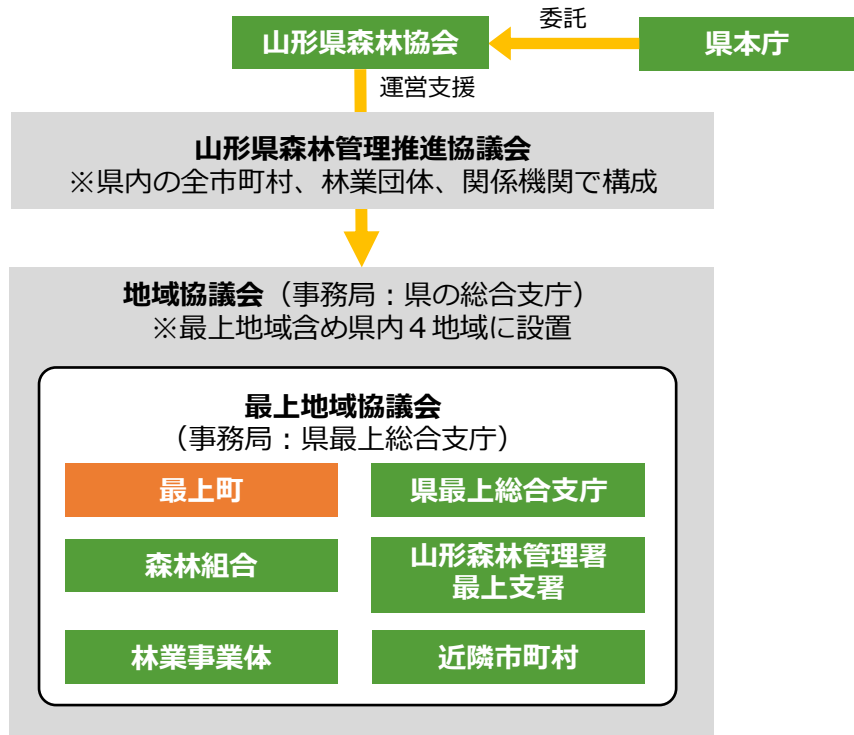
(1)森林経営管理制度の進め方 ①-2 地域協議会による助言、情報提供 | 山形県最上町

- 山形県では、本制度開始を契機に、県内の全市町村・林業団体・関係機関で構成する山形県森林管理推進協議会を設置。その下部組織として県内4地域に地域協議会を設置し、本制度に係る市町村の実務全般を支援。
- 最上町では、本制度を実質1名の職員で担当していることから、町管内を所管する最上地域協議会（事務局：県最上総合支庁）と連携して、専門的な立場からの助言や情報提供等を得つつ、効率的に実務を推進。

【取組の推進体制】

- 本制度に係る実務のノウハウを蓄積するため、本制度に係る一連の実務を直営で実施。
- 本制度に係る実務は実質1名の職員で担当していることから、適宜、同協議会に相談・協議により、効率的に推進。専門的な立場からの判断が必要な場面（林道や作業道のルート設定等）では、構成員である県、林業事業者や東北森林管理局山形森林管理署最上支署等が実務面も支援。

- 最上町では、最上地域協議会の支援を受けつつ、町内の3つのモデル地域において、制度に係る一連の実務を令和4年度までに直営で一巡。



【地域協議会の支援内容、連携主体】

- ・ **事前準備**
→対象森林の設定に必要な森林の現況、所有者等の情報提供（森林組合、林業事業者）
- ・ **集積計画の策定**
→対象森林、施業方針等の計画内容に対する助言・必要な情報提供（県最上総合支庁、山形森林管理署最上支署）
- ・ **立木調査・現地踏査**
→現地での技術的な指導・助言、調査・踏査の支援（県最上総合支庁、山形森林管理署最上支署、林業事業者）
- ・ **配分計画の策定**
→計画内容に対する助言、必要な情報提供（県最上総合支庁、山形森林管理署最上支署、林業事業者）
- ・ **作業道の開設**
→作業道のルート案の提供（山形森林管理署最上支署、林業事業者）

- ▶ 令和4年4月に高知県幡多地域の3市2町1村が、本制度に係る実務の統一化を目的に「一般社団法人幡多地域森づくり推進センター」を設立。
- ▶ 業務ノウハウの蓄積・共有を進めつつ、本制度に係る取組の考え方や基準、進め方を統一することで各市町村の業務を一元的に処理し、業務の効率化を図っている。

【センター設立の背景】

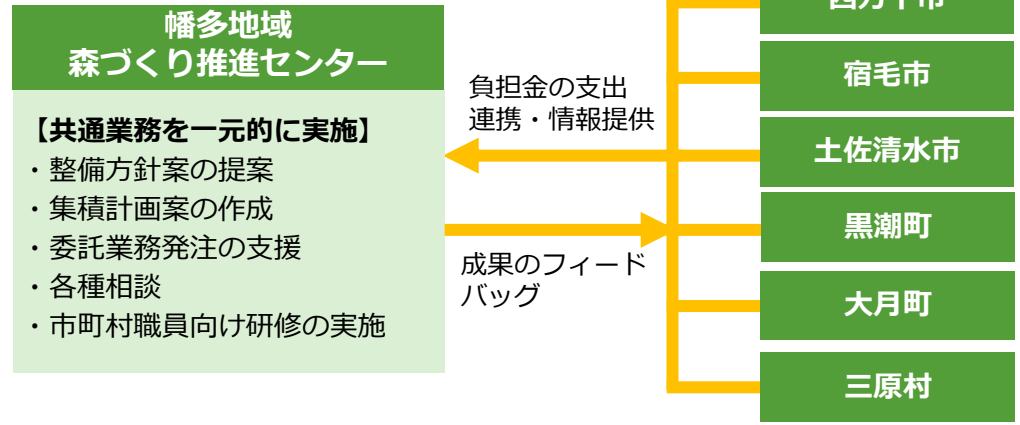
- 高知県幡多地域の市町村では、林業専門職員の不在、マンパワー不足、人事異動等によりノウハウが蓄積されづらい状況。
- そのような中、森林経営管理制度、森林環境譲与税の創設により、業務の効率化が課題に。
- 本制度に係る各市町村の共通業務を一元的に実施するとともに、ノウハウを蓄積し、効率的に実務へ対応できる体制を役場の外部に構築する必要性が生じていた。
- 幡多地域管内の6市町村が、譲与税を財源とし、幡多地域森づくり推進センターを設立。

【センターが対応する業務】

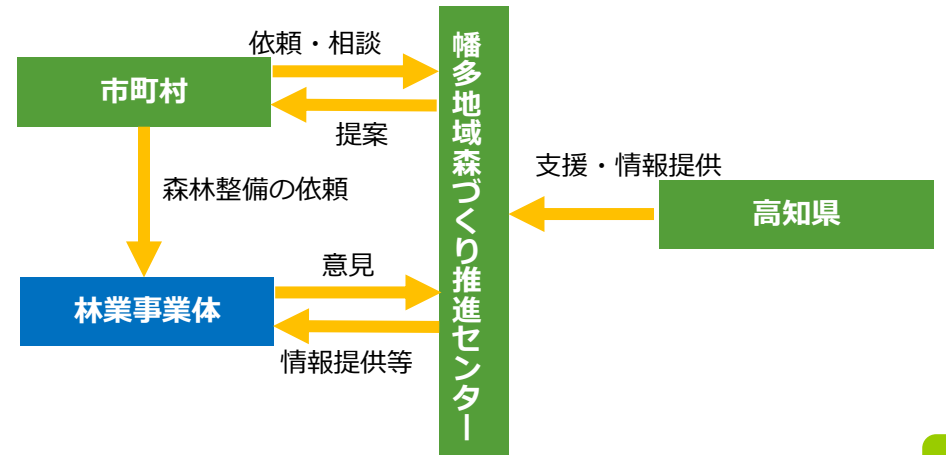
- 整備方針案の検討、提案**
 - 各市町村が実施した意向調査、現地調査の結果等から施業方法等を検討し市町村にフィードバック
- 集積計画作成支援**
 - 集積計画の作成を支援
- 委託業務発注の支援**
 - 市町村が林業事業体に業務委託する際の仕様書案や設計書案等の作成支援

➡ 取組の考え方、判断基準等を関係市町村間で統一、センターで共通業務を一元的に実施

【体制図】



【センターと関係機関との役割分担】



② 意向調査の事前準備

- 意向調査を実施する前段階として、森林所有者情報や森林資源情報の整理・精緻化を行うとともに、管内の森林の経営管理の状況を把握する必要がある。その上で、森林経営計画の有無や施業履歴の有無等により、**経営管理が行われていない可能性のある森林を抽出し、意向調査の対象森林を検討。**
- さらに、自然的条件や社会的条件をもとに、**市町村としての取組方針を定めつつ、関係者との意見交換を行いながら、意向調査の優先順位付けを行い、意向調査を計画的に実施していくことが重要。**

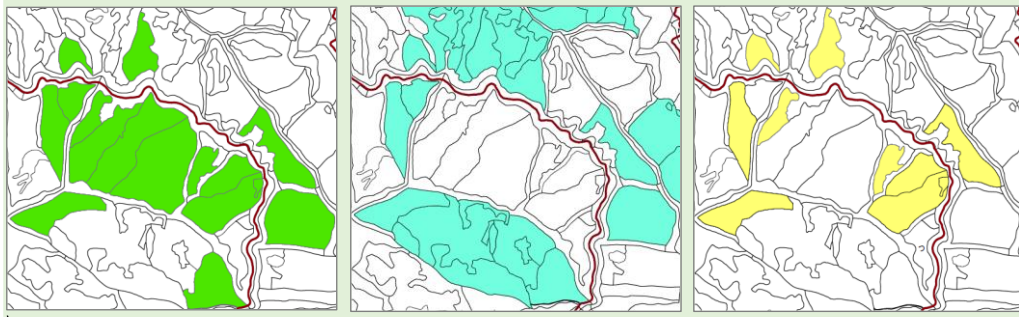
① 意向調査の対象森林の検討

- 下図のとおり、**意向調査の対象となり得る森林**(経営管理が行われていない可能性のある森林)を抽出。
- 各地区単位で対象となり得る森林の有無を整理。

(a) 私有林の人工林

(b) 森林経営計画なし

(c) 施業履歴なし



収集した森林の種類や施業履歴等を森林計画図等へ書き込むことで、**経営管理が行われていない可能性のある森林を図面に明示**



② 地区ごとの取組方針の検討

- 自然的条件や社会的条件をもとに、管内の森林における林業経営の適否(又は森林整備の緊急性や必要性)を整理。
- **林業経営の適否**の判断に当たっては、**林道からの距離**(300m以上or未満)や**土地の傾斜**(30°以上or未満)を適用。

区分		土地の傾斜	
		30°未満	30°以上
林道からの距離	300m以上	(※)	林業経営に不適 (市町村が自ら管理)
	300m未満	林業経営に適 (林業経営者へ再委託)	(※)

※グレーゾーンについては、人工林の面的まとまり、森林作業道の開設状況、周辺における森林経営計画の作成状況、民家等からの距離等から判断

- 上記の考え方をもとに、①で抽出した意向調査対象森林を**市町村が自ら管理する森林**と**林業経営者への再委託を進める森林**に区分。

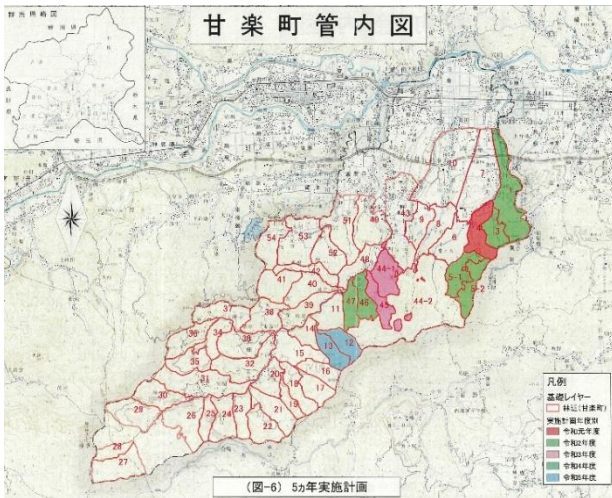
③ 優先順位、取組方針の決定

- ①、②の結果について、都道府県、森林総合監理士、森林組合、事業者等の**関係者と意見交換**を行い、**市町村としての意向調査の取組方針や優先順位の考え方を決定。**

- 甘楽町では、町域の民有林の約50%を占める私有林人工林のうち、森林経営計画が未策定の森林を対象に、各年度の森林環境譲与税の配分額に応じて意向調査を実施。
- 意向調査は、対象林班を共通項目により順位付けし、当初の5年間はノウハウの蓄積、6～10年目は意向調査が比較的容易な森林、11年目以降は難易度の高い森林を対象にするといった段階的な意向調査を計画。
- また、本制度の取組に係り、林業経営の適否の判断基準を設定。採算林等は林業事業体への再委託（配分計画の策定等）につなげ、不採算林と判断される森林については、県の独自事業等による森林整備を実施する方針。

【意向調査実施箇所の選定】

- 対象森林は林班単位とし、各林班を共通項目（森林整備の必要性、林業経営の適否を指標とした項目）により、プラス要因、マイナス要因ごとに点数化して査定。
- 査定結果を踏まえて、意向調査の対象林班を順位付けし、向こう5か年の対象林班を設定。
- 災害リスクが想定される森林は優先順位を上げ、保安林森林整備事業や県税事業での整備が可能な森林は優先順位を下げた。



意向調査の対象森林（令和元～5年度）

地籍調査完了済で、町独自の査定結果で評価が高い森林を対象森林として設定

【甘楽町森林経営管理制度実施事業計画】

- 町では、森林経営管理制度実施事業計画を策定し、同計画に記載した林業経営の適否の判断基準に基づいて、意向調査後の森林整備につなげている。

3 森林経営管理権集積計画の策定

（1）採算林の判断基準

※採算林に該当する森林で、意向調査で委託希望と回答があった森林は、林業事業体への再委託につなげる。

- ①甘楽町森林整備計画で定めた標準伐期齢を超えていること。
- ②林道等、大型トラックが走行可能な道路から300mの範囲にある人工林で、全体面積のおよそ30%以上がこの範囲に含まれていること。
- ③気象害などによって林冠が大きく荒廃していないこと。また、立木密度が著しく疎でないこと。
- ④人家や構造物に隣接しており、伐採が困難な森林でないこと。

（2）准採算林の判断基準

※准採算林は、必要に応じて林業事業体への再委託につなげていく方針
採算林の対象外の森林かつ、以下条件に適合する森林

- ①林道等の開設予定がある森林
- ②林内に幅員2m以上の作業道があり、全体面積のおおむね30%以上がこの作業道によって集材可能な森林
- ③採算林と一体的に整備することで、効率的な施業が見込める森林

（3）不採算林の判断基準

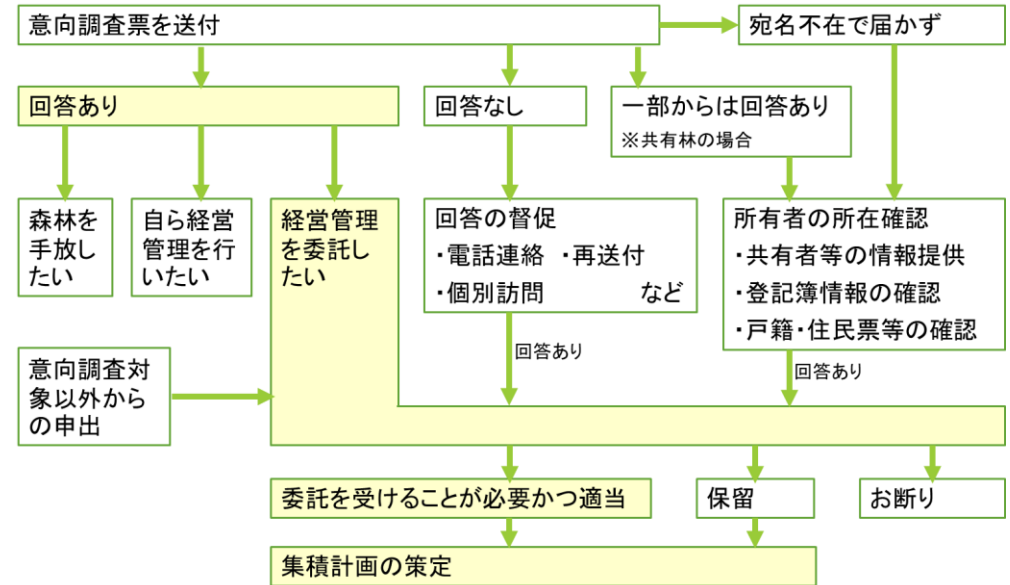
※「経営管理権」の設定は行わない。

- ・林道整備が進まない急傾斜地等、森林経営が困難な人工林。
- ・不採算林のうち、保安林整備事業や群馬県が行う「ぐんま緑の県民基金事業」で整備可能な森林は、当該事業による森林整備につなげていく方針。

③ 意向調査の実施

- 意向調査では、①集積計画対象森林についての**経営管理の現況**、②集積計画対象森林についての**経営管理の見通し**、③その他参考となるべき事項について、森林所有者の意向を把握。
- 意向調査の結果は、集積計画の策定検討に当たっての重要な情報となるため、調査の趣旨と内容を十分に理解した上で森林所有者に回答してもらうことが重要。このため、都道府県の出先機関や森林施業プランナー、自治会関係者等と連携しながら、集落座談会の開催や市町村の広報等を活用した制度の周知などを行うことが望ましい。

【意向調査の回答に応じた取組の流れ】



意向調査票 (施行規則第3条を参照)

1 集積計画対象森林についての経営管理の現況

- ・現在の管理や手入れの状況
- ・過去に行った管理や手入れの状況(施業履歴の有無) など

2 集積計画対象森林についての経営管理の見通し

- ・自ら経営管理するか、経営管理を委託したいか
- ・事業体への受委託契約を望むか、森林経営管理制度を望むか
- ・どのような経営管理を望むか など

3 その他参考となるべき事項

- ・山林の所有状況(相続の発生、売買の有無等)
- ・森林の場所、境界の把握有無 など

- 意向調査の結果、「市町村への委託を希望」と回答があった森林であって、**市町村が経営管理の委託を受けることが必要かつ適当と認める場合には**、集積計画を策定。
- 意向調査の回答から集積計画の作成までの期間については定めはないが、所有者の意向に変化がないよう**1年以内**に対応することが望ましい。

- 意向調査実施後は、調査の結果把握した**所有者情報等を林地台帳に反映**し、情報基盤を整えておくことも重要。

3. 森林経営管理制度の進め方 (1) 森林経営管理制度の進め方

5年で市内全域の意向を調査 | 三重県津市

- 津市では、本制度開始時に市内の複数地区で開催した説明会において、**早期の森林整備を求める声**が多数寄せられたことから、**市全域を対象**とした意向調査に着手。私有林から、森林経営計画（属人）を策定済の森林を除いた森林約3万8千haを意向調査の対象とし、概ね**5年間で実施**。
- 今後は、境界明確化と森林整備に注力していく考え。

【背景】

- 本制度開始時に市内の複数地区で開催した説明会において、早期の森林整備を求める声が多数。
- 早急な森林整備の実施のため、市内全域を対象に、対象森林の選定や調査の手法を簡素化・効率化し、**概ね5年間で意向調査を実施**することとした。

【意向調査の作業フロー】

事前準備

【対象森林】

- 私有林、地目が「山林」「保安林」のものを対象

【所有者情報の更新】

- 林地台帳を登記情報で更新し、その後、固定資産課税台帳情報を加え、所有者情報を更新（P.40）

説明会・相談会の開催

- 地区別に説明会・相談会を実施
- 意向調査票に**説明会・相談会の案内文書を同封**（意向調査票は森林所有者へ郵送）
- 意向調査票には、返信用封筒も同封しているが、**説明会の席上でも意向調査票を回収**（所有者に郵送）



説明会の様子

所有者探索、再送付

- 意向調査票送付の結果、宛先不在の場合は市の会計年度任用職員（法務局OB）が住民票、戸籍をもとに所有者を探索（P.40）。
- 宛先が判明した所有者には意向調査票を再送付
- 回答がなかった所有者には、ハガキで回答を督促

【意向調査の取組実績】

- 市内の私有林から森林経営計画（属人）策定済を除いた森林約3万8千haを対象として、合併前の旧市町村単位（9地区）に区分して意向調査を行った。概ね5年間で実施。
- 集計作業効率化**のため、複数回に分けて意向調査票を**段階的に発送**。回答の**入力作業の平準化**に努めた。



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数	3,098人	5,011人	4,601人	9,391人
回答があったもののうち、委託希望の割合	56%	69%	73%	70%

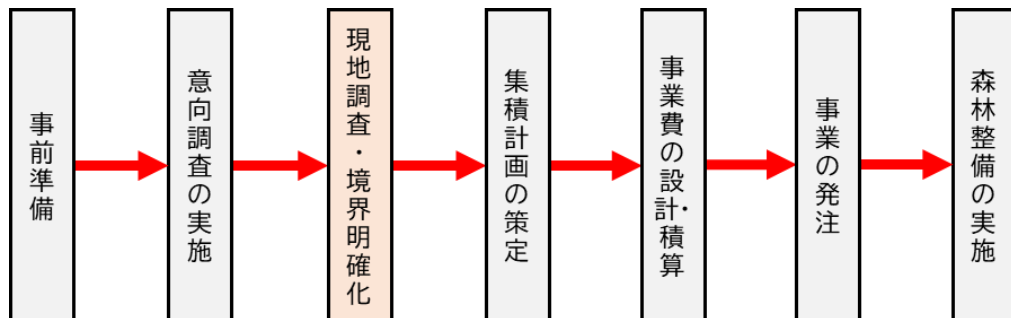
【今後の展望】

- 所有者探索の結果、宛先が判明した方へ意向調査票を送り、意向調査の回答率を上げる。
- 市内全域の**意向調査実施後は境界明確化と森林整備に注力**する。
- 地籍調査の進捗率が市の全域で5%と低調であることから、境界明確化のためには、ほぼ全ての箇所ですて立会、測量を実施していく。

④ 現地調査と境界明確化の実施

- 森林所有者から経営管理の委託を受けるにあたっては、**森林整備の必要性や具体的な経営管理の内容を判断**するため、現地確認や立木調査等の現地調査を実施。現地調査の結果をもとに、事業費の積算や収支計算を行い、対象森林の林業経営の適否を判断。
- さらに、森林整備を実施する場合、**森林の境界について、所有者間で合意形成を図っておくことが必要**。特に、地籍調査が未実施の地域においては、経営管理権を設定する森林の範囲を明確にするためにも、境界明確化の取組が重要。

【現地調査等の取組の流れ】



※上記のほか、「意向調査実施前」や「集積計画策定後～事業発注前」に実施するパターンもある。

現地調査

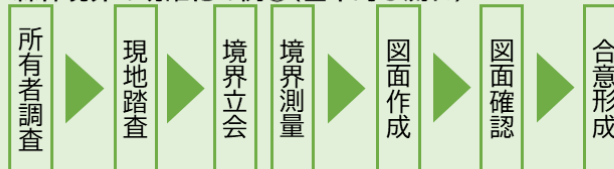
- 現地調査を実施するにあたっては、**森林の現況(ha当たりの本数、直径、樹高など)**や**林道からの距離**などを調査し、**森林整備の必要性や林業経営の適否を判断**。
- 調査結果から、森林整備の事業費の積算を行い、**収支計算の結果から再委託の可否を判断**。
- さらに、所有者説明にも活用できるよう、森林の現況と今度の経営管理の方針を定めた「**施業プラン書**」などの作成も検討。

境界明確化

- 森林の経営管理の委託を受けるにあたっては、**森林の境界について所有者間で合意形成を図っておくことが必要**。
- ただし、**筆界の特定までを林務部局において実施する必要はない**。現地立会を求めたり、**現地立会が困難である場合は、図面上での合意形成を図る**など、何らかの方法により、合意形成の履歴を担保。

例) 空中写真、現地写真、図面、同意書を所有者に郵送し、異存がなければ、所有者が署名押印等の上、返信してもらう など

□ 森林境界の明確化の例①(基本的な流れ)



所有者調査
 森林簿、登記簿、地元精通者への聞き取り等により調査

現地踏査
 境界の手がかり等を調べつつ、確認

□ 森林境界の明確化の例②(現地立会が困難な場合)



境界立会/境界測量
 関係者立会の下、境界を決め、杭を打ち、GPS機器等で測量

図面作成
 測量の結果を図面に反映

図面確認
 集会所等での確認

3. 森林経営管理制度の進め方 (1) 森林経営管理制度の進め方

リモートセンシングデータを活用した境界の明確化 | 福井県福井市

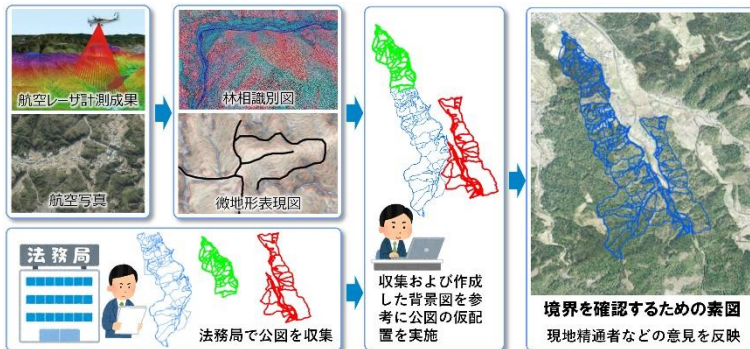
- 福井市は、リモートセンシングデータを基に作成した「森林境界推計図（素図）」により、**集会所等の机上**で、所有者が同図の確認を行い、同意を取得（**所有者の現地立会を省略**）。
- 戸籍・税務に精通した市職員**を林地台帳の事務担当に選任することにより、台帳情報の正確性を確保し、円滑な情報更新を実施。

【森林所有者の特定】

- 林地台帳の更新事務に、**戸籍・住民基本台帳や税務事務を担当した職員**を担当者として選任。
- その結果、所有者の特定に要する時間が、**平成30年度比で7割短縮**するとともに、意向調査の**送付達成率100%**を実現。

【森林境界推計図の作成手順】

- ①公図を基本に、空中写真、微地形表現図、林相識別図、樹高分布図などの資料を活用して、公図上の森林の配置・境界を編集し、「**森林境界推計図（素図）**」を作成。
- ②森林境界推計図（素図）を**集会所などで**、現地精通者や土地所有者に提示し、**3D画像も利用**した上で、**より詳細な情報の聞き取り調査**を実施。
- ③聞き取った境界目標物の位置情報（GNSSによる位置座標）の取得や、境界確認に有効な風景や地物等の撮影を現地で実施。
- ④現地調査の結果を基に、森林境界推計図（素図）を修正。
- ⑤修正後の森林境界推計図（素図）を森林所有者に**再度提示**し、同意を取得した上で、「森林境界推計図」を完成。



森林境界推計図(素図)の作成

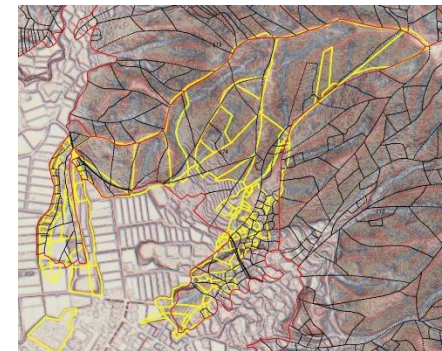


森林情報の聞き取り調査



森林情報の聞き取り調査(現地調査)

【境界明確化事業で作成した境界推計図】



森林境界推計図(黄線)・森林計画図(黒線)
※森林境界推計図を森林計画図の林班ごとに
見比べられるようレイヤ管理

【境界明確化の実績】

- 令和3年度に、市内の森林315haを対象に、意向調査と森林境界推計図の作成を実施。作成期間は約11ヶ月。
- 森林境界推計図の**同意取得率**は、面積で96%、人数で70%。

⑤ 集積計画の策定

- 市町村は、意向調査において、森林所有者が市町村に経営管理権を設定することを希望した森林や森林所有者から市町村に経営管理権の設定の申出があった森林について、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合は、集積計画を作成。
- 集積計画は、関係権利者全員の同意が得られている必要。集積計画について、関係権利者全員から同意を得た後、集積計画を定めた旨を公告することで、市町村に経営管理権が設定。

【集積計画策定の流れ】

集積計画案の作成

- 市町村森林整備計画の位置づけ、法制限の有無等の確認 (法第4条第4項)
(標準的な施業の実施時期、推進すべき施業の区域、造林の対象樹種、保安林の指定有無 など)
- 市町村の考え(何年預かるか、市町村自ら管理か、林業経営者に再委託か など)
- 森林所有者の意向(主伐を望むか、間伐を望むか、何年預けたいのか など)

同意取得

(法第4条第5項)

- 森林所有者の同意(確認書【別記様式第6号】への記名・押印、集積計画への押印)
- 関係権利者の同意(集積計画への押印)

境界の明確化(合意形成)も併せて実施

集積計画の公告・縦覧

(法第7条、規則第5条)

- インターネット等を活用し、集積計画を公告・縦覧
- 森林所有者に写しの送付

- 集積計画は、森林所有者ごとに作成(共有林において、共有者の構成や持分の割合が一部でも異なれば、それぞれ集積計画を作成)。
- 集積計画には、次の事項を定める(詳細は「事務の手引(その1)」P26参照)。

集積計画の記載事項 (法第4条、規則第2条)

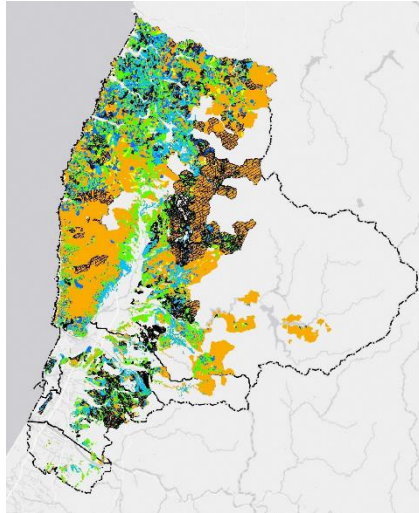
- ① 森林の所在、地番、地目、面積
- ② 森林所有者の氏名又は名称、住所
- ③ 経営管理権の始期、存続期間
- ④ 経営管理の内容
- ⑤ 金銭の算定方法、支払時期、相手方、方法
- ⑥ 経営管理権に係る法律関係

- 集積計画を定めるにあたっては、関係権利者全員の同意が得られている必要があるため、森林所有者から得た情報及び登記簿情報より関係権利者の把握を行う。
- 集積計画は行政計画であり、公告することによって権利が設定。市町村は、インターネットの利用、その他の適切な方法により公告を実施。

- 意向調査で市に委託希望と回答があった森林のうち、林業経営に適さない森林は、原則集積計画を策定している。
- 林業経営に適さない森林のうち、森林経営計画に隣接・近接する森林は、優先して市町村森林経営管理事業による間伐を行い、施業の効率化を図っている一方、更なる集約化の可能性を検討している。

【経営の適否の判断】

- 「村上市森づくり基本計画」において、森林経営管理制度の対象とする森林の考え方や林業経営の適否の判断基準を整理。
- 林業経営の適否の判断は、①傾斜、②林地生産力、③基幹路網からの距離の基準をもとに整理。



項目	幹旋				集積計画	
	林業経営に適した森林				林業経営に適さない森林	
	重点地域		重点地域以外			
傾斜区分	25度未満		25度以上35度未満		35度以上	
地利	地利1、2		地利3以上	地利1	地利2以上	-
地位	地位1、2	地位3以上	-	-	-	-
面積(ha)	4,130	4,117	513	3,437	1,866	4,493
		8,067			6,359	

※1: 地位とは、林地の材積生産力を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。地位1が最も生産力が高く、地位5が最も生産力が低い。
 ※2: 地利とは、木材の搬出・輸送距離の長短による搬出難易度等、経済的位置の有利不利の度合いを示すもの。地利1(500m未満)、地利2(500~1,000m未満)、地利(1,000~2,000m 未満)、地利4(2,000~3,000m未満)、地利5(3,000m以上)。

【集積計画策定の取組における現在の状況】

- これまでの意向調査で市に委託と回答があった森林の約2/3は林業経営に適さない森林。
- 林業経営に適さない森林のうち、森林経営計画に隣接・近接する森林は、優先して市町村森林経営管理事業による間伐を行い、施業の効率化を図っている。
- 一方、集積計画を策定し、市町村森林経営管理事業を発注しても、林業事業者のマンパワー不足で、受注されないケースがあったことから、令和5年度から意向調査を一時中断し、既に実施済の意向調査をもとに、集約化の可能性を検討。

※森林整備につなげられていない所有者へは、森林整備着手までしばらく時間をいただく旨を記載した文書を送付。

- 広島県世羅町では、松枯れにより改植されたヒノキ若齢林の間伐を中心に制度を活用。対象地は地域調整会議で決定。
- 集積計画の同意取得時に**施業プランを提示**して、森林所有者の理解向上を図っている。
- 意向調査で『自ら委託先を探す』とした者に対しては**個別に調整**し、集積計画の策定を促している。

【施業プランの提示】

- 意向調査後に現地調査を行い、施業プランを作成。
- 施業プランを集積計画の同意取得時に森林所有者に示すことで、**森林施業の内容などの理解**を促し、経営管理権集積計画に同意してもらえよう努めている。



委託先による現地調査の実施

【『自ら委託先を探す』者への対応】

- 地域調整会議では、**森林のまとまりを重視**し、対象地を決定。
- その上で、個別訪問などを実施することにより、**委託希望の割合が90%**と高くなっている
- また、意向調査で『自ら委託先を探す』と回答した森林所有者に対しては、別途連絡のうえ個別に調整し、集積計画を策定。
- 市町村管理の森林が小規模・分散になることを抑え、集積計画策定後の森林の管理・施業の効率化に配慮している。

森林施業プラン書

作成者：世羅町役場 産業振興課 農林整備係

所有者名 様
住 所

森林所在地	大字	字	番地	面積	林班	準林班	小班
				ha			

森林の状況	林 種	制限林の種類	樹 種	林 齢	成立本数
				年生	ha/本

施業の方法	除伐	間伐	間伐率	枝打
			%	

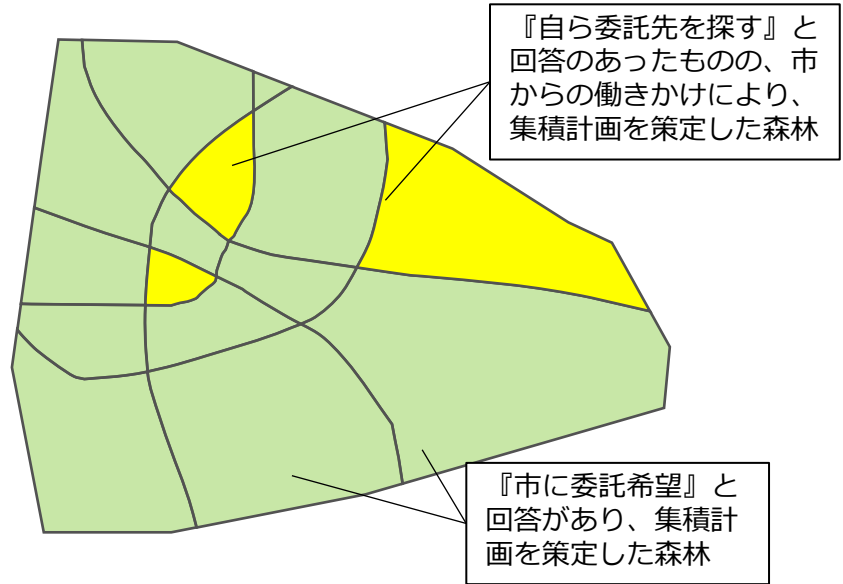
【現況写真】

【今後の管理方針】

様の山林は、以前にヒノキが植林されていますが、現在ヒノキが過密状態となっておりますので、保育間伐(間引き)と枝打ちの整備が必要となっております。

今後、期間を定め世羅町による公的管理(市町村森林経営管理事業)を行い、林業経営に適した公益的機能森林を目指してまいります。

しかし、公的 management 実施後、林業経営に適さない判断された場合は、手入れを行わなくても、公益的機能維持に支障のない森林(針葉樹・広葉樹混交林化)へと誘導してまいります。



施業プランには**森林の状況や施業内容**が記載されている。集積計画策定の同意取得時に所有者に提示することで、施業の内容について理解を得ている。

＜世羅町における集積計画策定状況（イメージ）＞

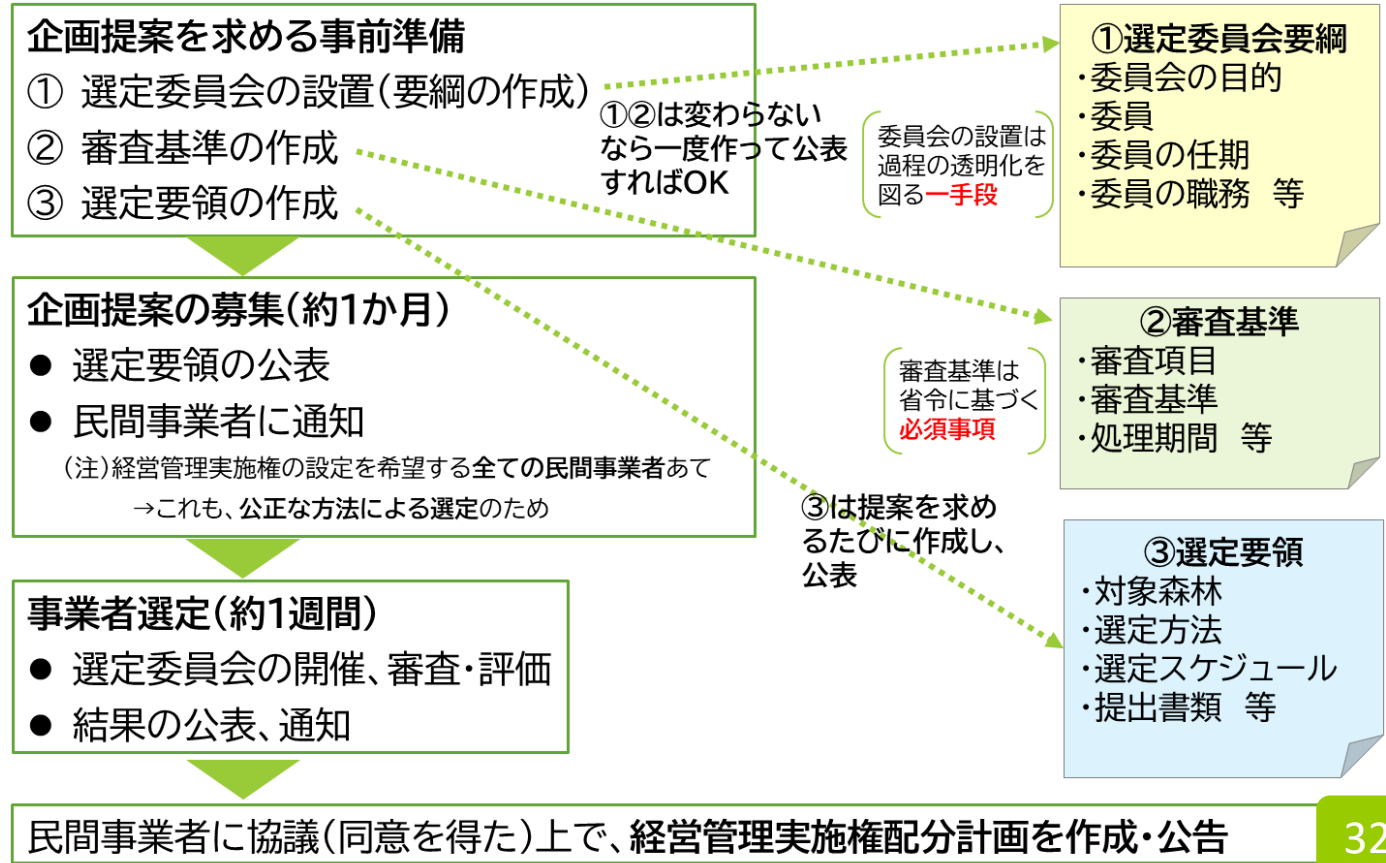
黄色部分は経営管理を委託する旨の回答がなかったが、**個別の合意形成**を経て、**一団の森林で集積計画を策定**。境界管理、森林整備等の作業の効率化を図っている。

⑥ 配分計画の策定

- 市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者への再委託を行う(民間事業者に経営管理実施権を設定する)場合に、配分計画を作成。
- 配分計画の作成にあたっては、都道府県が公表した民間事業者の中から、市町村が経営管理実施権を設定する民間事業者を選定。選定した民間事業者から配分計画への同意を得た後、同計画を定めた旨を公告することで、民間事業者に経営管理実施権が設定される。

- 配分計画を定める場合には、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者を都道府県が公表している民間事業者から、公正な方法により選定するとともに、選定の過程の透明化を図るように努める必要がある(法第36条第3項及び第4項)。
- 具体的には、
 - ① 都道府県が公表している民間事業者に対して、配分計画に記載する内容について、提案を求め、
 - ② 提案を適切に審査・評価し、
 - ③ 提案を求めるにあたっては、あらかじめ提案を求める旨とその評価の方法を公表するとともに、
 - ④ 評価結果の公表を行う。
- なお、経営管理実施権は、経営管理権の範囲内で設定するため、企画提案書を審査するにあたっては、企画提案の内容が集積計画の内容を踏まえたものであるかについて留意が必要。

【配分計画策定の流れ】

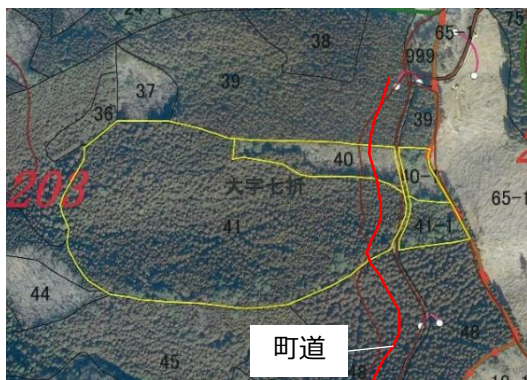


3. 森林経営管理制度の進め方 (1) 森林経営管理制度の進め方

配分計画に基づく主伐・再造林 | 宮崎県日之影町

- 宮崎県日之影町では、意向調査で「委託希望」のあった森林4.06haについて、令和2年4月に、集積計画を策定。町自らが経営の適否を判断し、管内の5事業体を対象に企画提案を募集。「民間事業者の選定委員会」による審査を経て、企画提案書を提出した1者を選定。
- 同年12月に、配分計画を策定。計画期間は19年間、施業内容は、主伐・再造林、鳥獣害対策、下刈、除伐、保育間伐。**利益の算定方法は、企画提案時の見積額。**
- 令和3年度に、**主伐、スギコンテナ苗の植栽（作業道敷等を除く3.30ha）**及び防護柵を設置。令和4年度からは、**下刈り**を実施している。企画提案時の見積は、所有者還元額：59万円/ha
- 主伐の実施にあたっては、**事後の係争等を避ける**ため、境界の確定（境界杭の探索）、記録写真の保存、隣接所有者承諾書の受領等に特に留意。

【事業地の概要】



主伐実施前の航空写真（町道沿いの斜面）
面積：4.06ha
（3.58ha：62年生、65年生、スギ）、0.48ha：57年生、60年生（マツ）



植栽後の状況
植栽面積：3.30ha
（スギコンテナ苗）

【配分計画に基づく主伐・再造林の収支内訳（参考値）】

- ① **経費：2,081万円（512万円/ha）**
うち主伐経費：1,025万円（252万円/ha）

再造林経費：1,056万円（260万円/ha）
→地拵え、植栽（2,000本/ha）、
下刈り（1回以上）、除伐、保育間伐、
鳥獣害対策（年3回）

森林保険：3.5万円
- ② **収入：1,507万円（1,463m³×10,300円/m³）**
- ③ **補助金：814万円**
（※農山漁村地域整備交付金の花粉発生源対策推進事業を活用）
- ④ **（②+③-①）収益（所有者還元額）：240万円（59万円/ha）**

- 森林経営管理制度の事務は、意向調査の準備業務から意向調査、集積計画の策定、森林整備の事業発注など多岐にわたるため、外部委託による民間活力を活用しながら、制度に係る実務を進めていくことが重要。
- 各種事業の発注に当たっては、林野庁が提示する業務参考資料や森林整備事業の歩掛、治山林道必携、都道府県提供資料、林業事業体の見積書などを参考にしながら積算を実施。そのほか、市町村自ら歩掛調査を行い、独自の単価設定を行っている事例もある。

【意向調査等の事業発注のための参考単価(業務参考資料)】

1 意向調査(森林情報の収集～森林所有者の意向確認)

作業内容	1haあたり
① 施業履歴整理	0.04 人日
② 森林所有者への事前説明	0.04 人日
③ 森林情報収集 (植生状況の抽出調査)	0.16 人日
④ 意向確認	0.10 人日
⑤ 事務手続き	0.06 人日
人工計	0.40 人日
人件費 (人工 × 20,000円)	8,000 円

2-1 境界の確認

作業内容	1haあたり
① 境界の確認 (隣接者の確認、日程調整等の準備含む)	0.80 人日
人件費 (人工 × 20,000円)	16,000 円
境界の確認に係る不在村森林所有者加算	14,000 円

2-2 境界の測量

作業内容	1haあたり
① 境界測量	2.25 人日
人件費 (人工 × 20,000円)	45,000 円

3 経営管理権集積計画(案)の作成・同意取得

作業内容	1haあたり
① 踏査による路網の線形調査・路網線形の合意形成	0.33 人日
② 計画対象箇所の林分調査、施業方法の検討	0.80 人日
③ 経営管理権集積計画(案)の作成と同意取得	0.33 人日
④ 事務手続き	0.06 人日
人工計	1.52 人日
人件費 (人工 × 20,000円)	30,400 円
同意取得に係る不在村森林所有者加算	14,000 円

※作業内容、歩掛り及び労賃(20,000円)は類似の取組を実施している団体からの聞き取り等を参考としているので、地域の実情に応じて調整願います。

【その他の参考資料】

- 森林整備事業の歩掛(林野庁HP): https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/attach/pdf/index-22.pdf

- 鹿児島市は、市町村森林経営管理事業の事業発注に際して、林野庁や鹿児島県から提供を受けた参考資料をもとに、対象となる森林をまとめて、市町村森林経営管理事業の設計・積算を実施。
- しかしながら、制度の対象森林は、これまで管理されていなかった森林がほとんどであるため、上記の資料を参考に積算しても、**現場の状況と馴染まず、林業事業体の見積額と乖離**することもあった。
- 令和4年度からは、市町村森林経営管理事業の**積算方法等を見直し**。歩掛調査等を実施しながら、歩掛を新たに設定。

【採用歩掛の見直し（森林整備）】

- 令和2年度に、5.07haの森林について、集積計画を策定。そのうち、3.34haの森林について、令和3年度に市管理による切捨間伐を実施。
- 事業発注に際しては、林野庁や鹿児島県から提供を受けた参考資料（森林整備事業の歩掛等）をもとに、対象となる森林をまとめて設計・積算。
- 対象森林は、**これまで管理されてこなかったこともあり**、上記の資料を参考に積算しても、**現場の状況と馴染まず、林業事業体の見積額と乖離することもあったため**、令和3年度から、**歩掛の見直し**を検討。
- 標準地調査を1筆ごとに実施していることもあり、令和4年度からは、地域林政アドバイザーの意見も踏まえ、**1筆ごとに明細書を作成**。
- 枯損木やつる植物がある場合、危険を伴う作業が発生することから、**風倒木処理等の歩掛調査を行い**、他県の歩掛も参考にしながら、設計・積算の内容を見直し。そのほか、**境界木を明示する必要があると判断し、追加で間接経費を計上**。

■歩掛

①、③~⑥、⑧：100本当たり人日 ②、⑦：1ha当たり人日

工程		R3	R4
①選木	特殊作業員	0.16	0.16
	普通作業員	0.16	0.16
②雑木竹除去	特殊作業員	2.89	2.89 ※1
	普通作業員	0.34	0.34 ※1
③伐倒(10cm以上16cm未満)	特殊作業員	0.32	0.32
	普通作業員	0.32	0.32
④枝払い(10cm以上16cm未満)	特殊作業員	0.24	0.24 ※2
	普通作業員	0.24	0.24 ※2
⑤玉伐り(10cm以上16cm未満)	特殊作業員	0.20	0.20 ※2
	普通作業員	0.20	0.20 ※2
⑥集積整理	特殊作業員	—	—
	普通作業員	0.39	0.39
⑦つる切り(着生率30%未満)	特殊作業員	—	—
	普通作業員	3.00	3.00 ※3
⑧風倒木処理(10cm以上18cm未満、被害率25%未満)	特殊作業員	なし	1.76
	特殊作業員		0.36

※1 R4から被覆度等により加算追加
※2 R4から胸高直径により加算追加

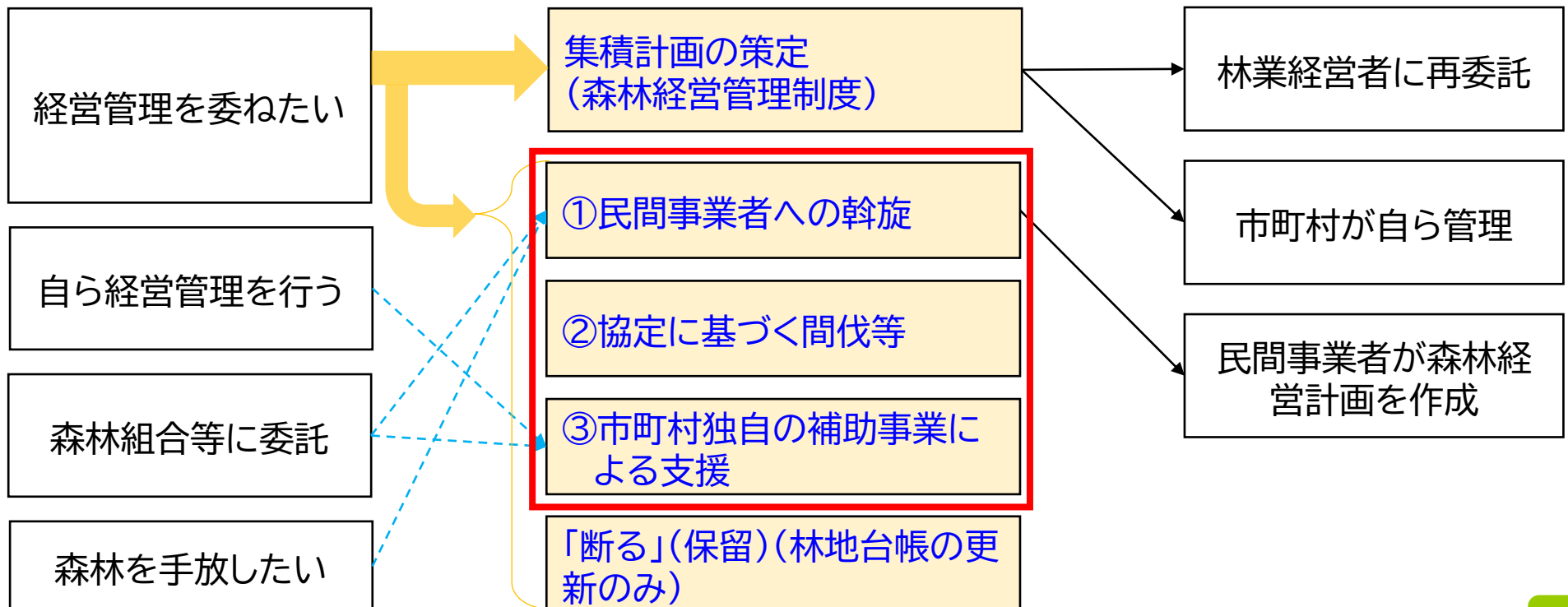
※3 R4から着生率により加算追加

(2) 委託希望への対応方法

- 意向調査の結果(特に「委託希望」の森林)を踏まえて、集積計画のみならず、幅広い手法で森林整備につなげることが重要。
- 集積計画の策定を進めつつ、それが難しい場合は、①民間事業者への斡旋、②市町村との協定に基づく間伐実施、③市町村独自の補助による間伐支援などの実施を検討。
- 「断る」ことも選択肢の一つ。

< 森林所有者の意向 >

< 対応方法 >



① 民間事業者への斡旋

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、例えば、同意取得の段階で森林所有者が民間事業者への委託を望む場合（「所有者還元がなければ同意しない」など）、地域の民間事業者が当該森林の経営管理に関心を示している場合、経営管理を受託できる民間事業者が事実上1者のみである場合（もしくは、周辺の森林のほとんどで、特定の者による森林経営計画が立てられている場合）などは、集積計画を作成するのではなく、民間事業者に情報を斡旋することが効果的。
- 情報提供に当たっては、個人情報の取扱いに留意しつつ、受託を希望する可能性がある者に公平に提供することが必要。

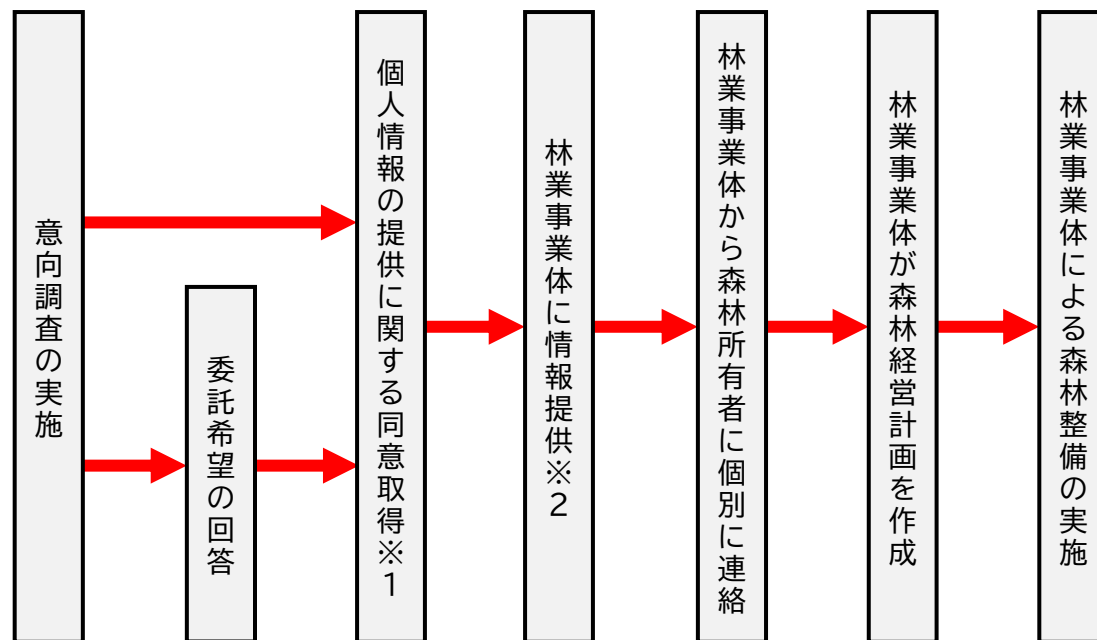
① 個人情報の取扱い

- 意向調査結果は個人情報であることから、民間事業者に情報提供に当たっては、森林所有者の同意を取ることが必要。
- 「個人情報の提供に関する同意取得」の方法は、
 - ・意向調査票で個人情報の提供可否について記載する、
 - ・意向調査票において、連絡先を記載する欄を設け、電話連絡等により、個別に確認するなどの対応が想定される。

② 情報の提供先

- 情報提供に当たっては、受託を希望する可能性がある者に、公平に提供することが必要。
- 情報提供をする林業事業者の範囲については、
 - ・都道府県が公表しているリストに掲載されている者、
 - ・管内で森林整備の実績がある者、
 - ・市町村で独自に設定した登録事業者など、公平性に考慮して決定することが望ましい。

【想定される取組フロー】



※1: 意向調査票で個人情報の提供可否について確認することも可能。

※2: 提供する情報の範囲は、該当する森林の位置、所有者情報（氏名、住所、連絡先）、意向調査の回答結果などが想定される。

- 神河町では、約9,400haの私有林人工林を対象に、森林経営計画の策定が進まない条件不利地の森林整備を進めるため、本制度を活用。
- 意向調査において町に委託希望と回答があった森林のうち、林業経営に適した森林は、既存の森林経営計画への編入・新規策定につなげるため、町では、**事業者による森林経営計画の策定に向けた関係者の合意形成**を支援。

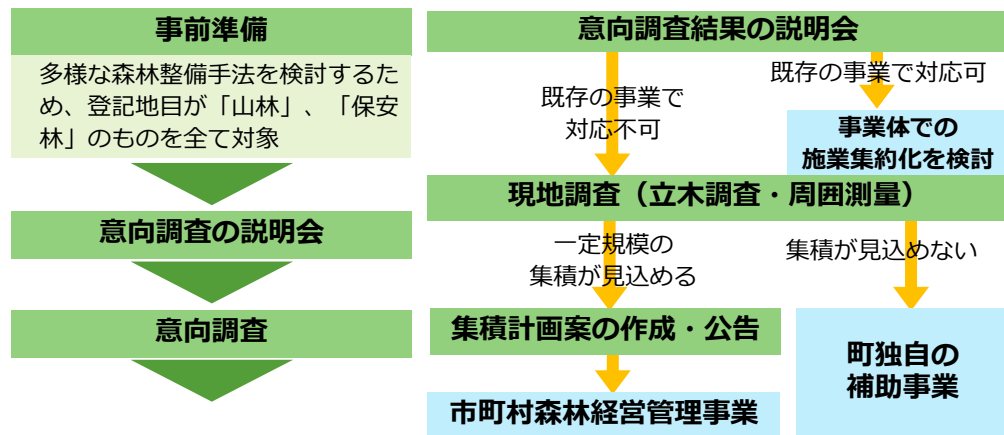
【意向調査～林業事業者への斡旋までの流れ】

- あらゆる森林整備の可能性を検討するため、意向調査は、地籍調査終了の登記上の地目が山林・保安林となっているもの全て対象。
- 意向調査の際、既存の事業での対応（森林経営計画、治山事業（保安林整備）、作業道の作設等）の可否について管内の林業事業者と協議。**集積計画の策定によらない森林整備の可能性**を検討。
- 「既存事業での対応が困難、かつ一定規模の集積が見込める森林」について、本制度を活用して市町村森林経営管理事業による間伐を実施することとしている。

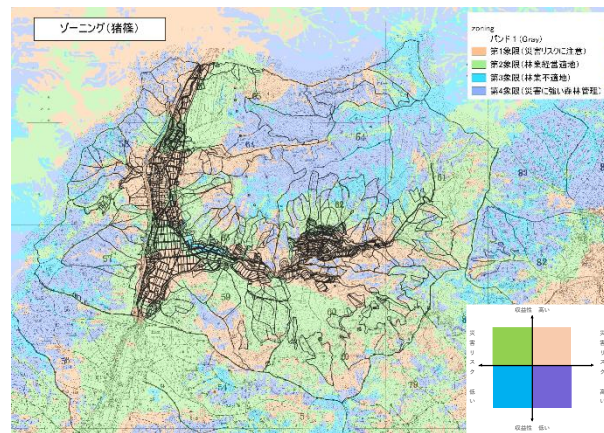
【林業事業者への支援】

- 意向調査の結果、町に委託希望と回答のあった森林等の森林整備の方針を地元で説明する際、林業経営に適した森林は林業事業者による森林経営計画への編入・新規策定に誘導し、**森林所有者と林業事業者との直接契約による森林整備**につなげていく考え。
- 林業事業者による森林経営計画への編入・新規策定に際して、**対象森林での搬出間伐が困難な場合は、町独自の補助金**を活用した間伐、作業道の作設等も支援。
- 意向調査では、所有森林の**売却・寄附の意向**も確認。売却・寄附希望の森林についても、林業事業者に森林経営計画への編入、購入等、当該森林の整備可能性について協議。

※町では森林の寄附を受けるしくみを整備（P.41）。これまでに5人、28筆（45.7ha）の寄附を受け入れ、必要に応じて間伐等を実施。



※意向調査の対象森林の設定、対象森林における森林整備の進め方、事業間の調整等について、県姫路農林水産振興事務所が助言。



森林整備の重要度を可視化したゾーニング図

② 市町村との協定に基づく森林整備

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、例えば、災害防止等の観点で地域住民から、早急な間伐等の実施を求められている場合、県税事業等により、従前から協定に基づく間伐を実施している場合などは、集積計画の策定によらず、協定に基づく事業実施も選択肢。
- 具体的には、市町村と森林所有者との2者協定(又は民間事業者も加わった3者協定)を締結し、市町村の負担による間伐等を実施(※財源には森林環境譲与税も活用)。

- 協定は、市町村と森林所有者の2者協定、もしくは、市町村と森林所有者と林業事業者の3者協定を締結。
- 森林整備の実施方法については、市町村が事業発注する方法や森林所有者(林業事業者)に補助する方法などがあるため、地域の実情に応じて方法を選択。
- 事業発注に係る設計・積算に当たっては、
 - ① 公有林整備で使用している歩掛や仕様書、
 - ② 森林整備事業の作業工程や治山林道必携の歩掛、
 - ③ 都道府県提供資料などを参照にして対応。

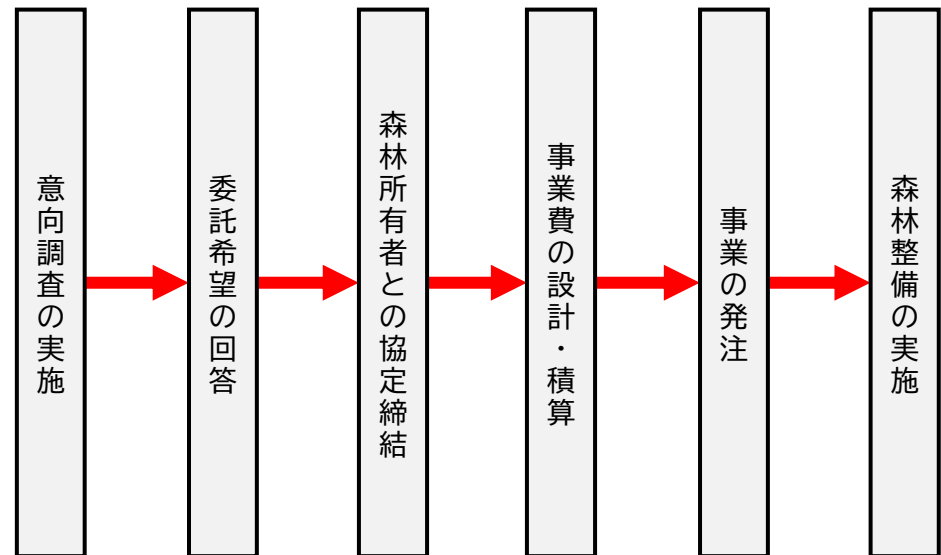
協定書の主な記載項目

- ✓ 目的、期間
- ✓ 対象森林
- ✓ 協定の内容(整備の内容)
- ✓ 費用負担
- ✓ 甲乙の責務・義務(10年間の非皆伐等)
- ✓ 損害賠償(自然災害等)
- ✓ 協定の承継(所有権の移転等)
- ✓ その他事項(甲乙協議)

【留意事項】

- 協定に基づく森林整備は法律に定めがないことから、協定の内容等の詳細は、各市町村の実情に応じて、他市町村の事例も参考に検討する必要。
- 同意を取得する範囲も、森林所有者全員の同意を取るのか、持ち分の過半の同意をとるのか等、それぞれで判断。

【想定される取組フロー(市町村が事業発注する場合)】



- 御船町では、早期に森林整備を進めることが重要であるとの考えの下、集積計画ではなく、森林所有者、林業事業者との3者協定書を締結することにより、森林整備を進める方針。
- 「委託希望」の森林の境界明確化と林地確認は、町が直営で実施。「委託希望」の森林のうち、林業経営に適さないと判断した森林については、協定を締結。林業事業者が協定に基づき間伐を実施した上で、町が事業体に補助金を交付。補助金形式とすることで、町による設計や入札等の事務負担を軽減。

【取組の流れ】

- ① 町が委託希望の森林の境界明確化と林地確認を実施（森林所有者は、原則、現地立会が必要）。
- ② 林業経営に適さないと判断した森林について、町・森林所有者・林業経営体の3者で協定書を締結（森林所有者は地元の代表者一人でも可としている）
- ③ 林業経営体が協定に基づき間伐を実施し、町が補助金を交付。

御船町公益的機能発揮森林整備事業の実施に関する協定書（抜粋）

甲（御船町）と乙（森林所有者）及び丙（林業経営体）とは、御船町公益的機能発揮森林整備事業実施要綱第3条の規定に基づき、事業の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する
（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、施行日から●年●月●日までとする。
2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲、乙、丙協議のうえ、この協定を更新することができる。

（整備の内容）
第4条 丙は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、対象とする森林の状況を踏まえつつ、原則として30パーセント又は、40パーセント程度の間伐を実施する。

2 丙は前項の間伐により伐採した樹木を、枝払い、玉切り、林地内での集積まで行うものとする。
（費用の負担等）

第5条 第4条に定める間伐に要する費用は、丙が負担し乙の負担はないものとする。ただし、丙の負担には、要綱に基づき交付される補助金を充てることができる。

2 対象とする森林に対する公租公課若しくは林道その他の公共施設の設置に伴い課される負担等は、乙が負担する。
（当事者の義務）

第6条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。
(2) 乙の義務

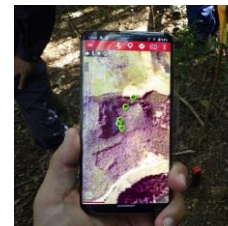
- ア 丙が実施する事業に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。
- イ 施行後10年間は対象とする森林を皆伐しないこと。
- ウ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること

（自然災害による損害）
第7条 事業実施中及び完了後、火災、天災による甲の責に帰し得ない事由により対象とする森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

（協定の承継等）
第8条 乙は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合、新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、当該者に対しこの協定の承継を行うものとする。

【境界明確化】

- ✓ GNSS内蔵スマートフォン（新旧航空写真確認用）を利用し、林相から境界を確認。
- ✓ 境界杭を打ち、GNSS受信機で測量。
- ✓ 測量データは、町森林GIS上で管理
- ✓ 切捨間伐予定地は、必ずしも隣接森林所有者の立会や確認は求めないが、搬出間伐が見込まれる地域は立会を求める。立会は、土日も実施。



【補助事業の概要（補助金算出方法の例）】

1) 人工林（スギ・ヒノキ）成立本数別間伐補助単価（間伐率30%）

区分	単価
2,000~2,499本/ha	434,000円/ha

2) 増減要因（作業現場状況）

区分	増減割合
傾斜角20~29°	1.1

3) 計算方法（成立本数が2,300本/haで間伐率30%、傾斜角20~29°）

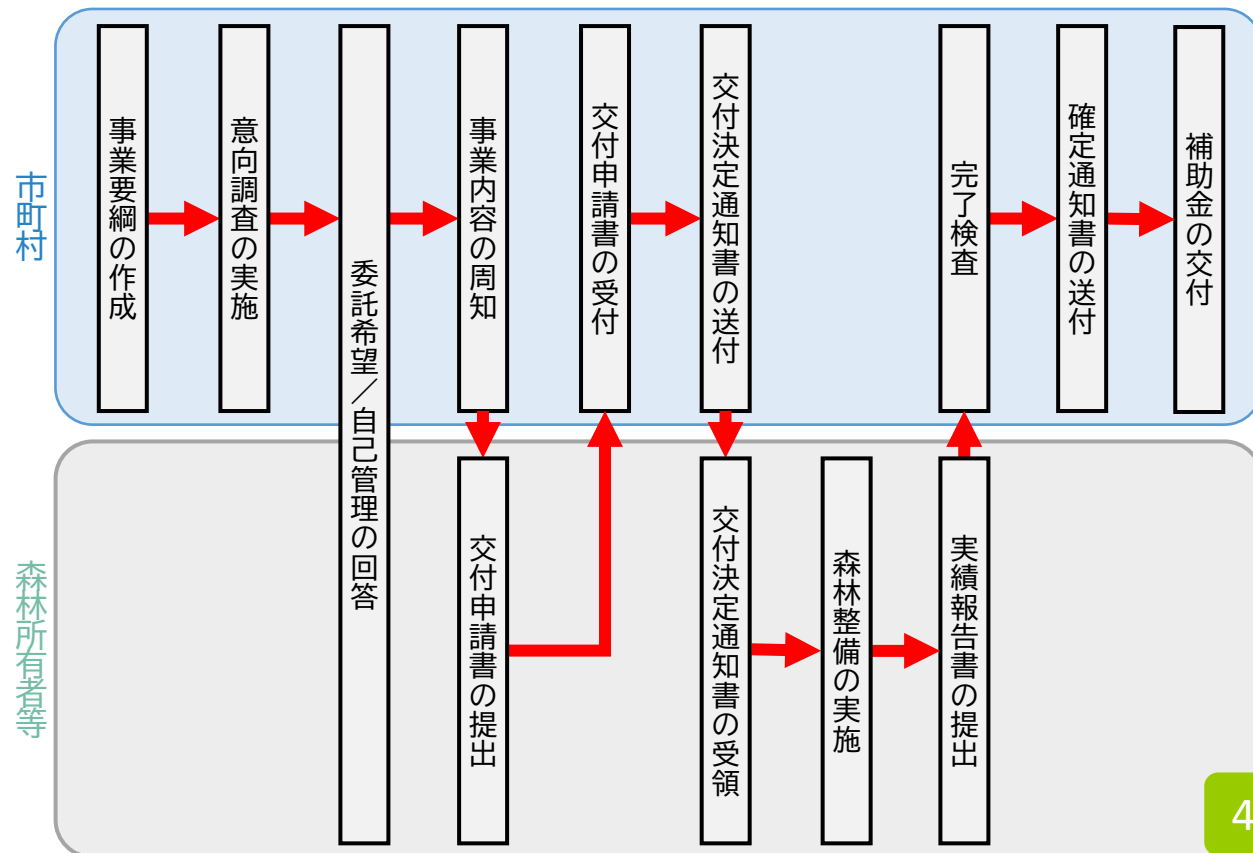
施工区分	面積	補助単価	増減割合	補助金額			
2,000~2,499本/ha	1.00	×	434,000	×	1.1	=	477,000円/ha

③ 市町村独自の補助による間伐支援

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、当該箇所の受託が市町村の取組方針と合致せず、集積計画を定めないと判断した場合や、小面積・飛び地であるなど、集積・集約化が困難であると判断された場合は、市町村としての対応を保留せざるを得ないが、森林整備につなげるために、森林所有者に対して、補助事業の活用を促すことが効果的。
- 具体的には、市町村独自の補助事業(例:切捨間伐 20 万円/ha 等)を創設して、森林所有者自らによる間伐等の実施を支援(※財源には森林環境譲与税も活用)。

【想定される取組フロー】

- 意向調査の結果、「委託希望」の回答があった森林に限らず、「自己管理」と回答のあった者に対しても、事業内容を周知するなど、幅広く取組を周知。
- 森林組合等の事業実施主体と連携して、当該補助事業の活用を促す場(地元説明会等)を設定するなど、事業が有効活用されるように取組を工夫。
- 意向調査の成果をもとに、林地台帳を更新するとともに、補助事業(森林整備)の実績も管理。

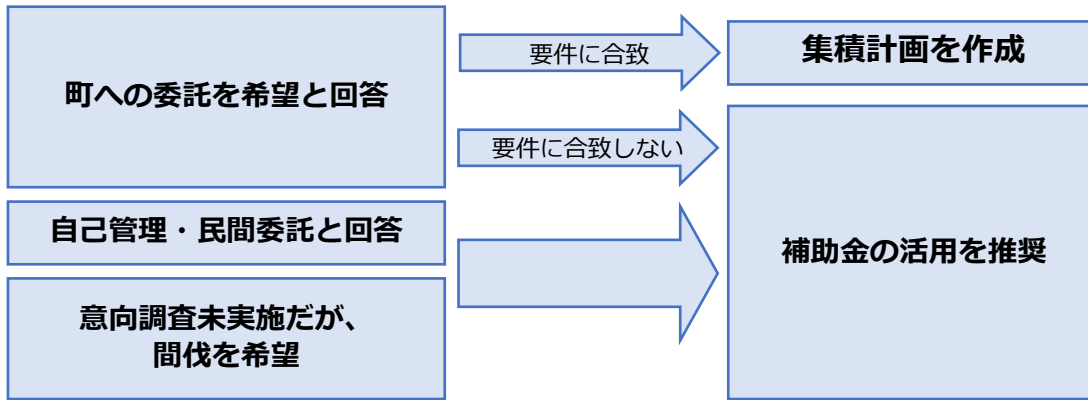


3. 森林経営管理制度の進め方 (2) 委託希望への対応方法

間伐への補助 | 和歌山県有田川町

- 有田川町では、令和2年度に、森林環境譲与税を活用して、間伐への補助制度「有田川町切り捨て間伐支援事業補助金」(15万円/ha)を創設。
- 意向調査の結果、委託希望のあった森林のうち、**集積計画策定方針の要件に該当しなかった森林**や**自己管理・民間委託と回答した森林**の所有者に活用を促すとともに、町民に幅広く活用を呼び掛けている。

【取組フロー】



【補助事業の活用の考え方】

- 集積計画の策定要件に合致しないと判断した森林や自己管理・民間委託と回答のあった森林に対し、**集積計画を作成しない旨を通知する際、補助事業の内容や森林組合の連絡先を案内し、補助事業活用を推奨。**
- 事前に**森林組合に協力要請**し、チラシには森林組合の連絡先も記載。森林組合にとっても、疎遠な森林所有者とコミュニケーションをとるきっかけとなり、施業地の掘り起こしや組合員の新規勧誘にもつながる。

年度別予算額

年度	予算額 (千円)
R2	5,330
R3	14,300
R4	18,000

補助事業の活用実績

年度	面積 (ha)
R2	36
R3	110
R4 (見込み)	120
合計	266

※間伐率20% : 15万円/ha

「取組事例集vol.3」
 付属CD掲載
 P10参照

手入れの遅れた山
 間伐しませんか？

間伐とは・・・？
木を開引くこと。太陽光が木の根元や地面まで届くことで、木の成長を促します。

お金がかかる
 手続きが面倒

森林組合
におまかせ

林業のプロが補助金申請や必要な手続きをサポートします！

林業では本来、木材を販売した収益をもとに間伐の費用をまかなっていくものです。ところが、現在では多くの山で収益が見込めない状態ですので森林所有者による間伐は大きな負担です。そこで、町では森林環境譲与税を活用した間伐に対する補助金を用意しています。補助金を活用することで、間伐費用に対する自己負担は大幅に軽減されます。

森林の機能を維持するためには適期※での間伐が必要です。長期間手入れをしていない人工林があれば、森林組合にご相談してみたいかがでしょうか。

(施業を行うにあたりましては、森林組合員となるための出資金が必要な場合があります。詳しくは各森林組合でご確認ください。)

【お問合せ】

- 金屋町森林組合 (中井原136-2)
TEL:0737-32-2418
- 清水森林組合 (清水401-3)
TEL:0737-25-0254
- 有田川町役場 林務課
TEL:0737-22-4525

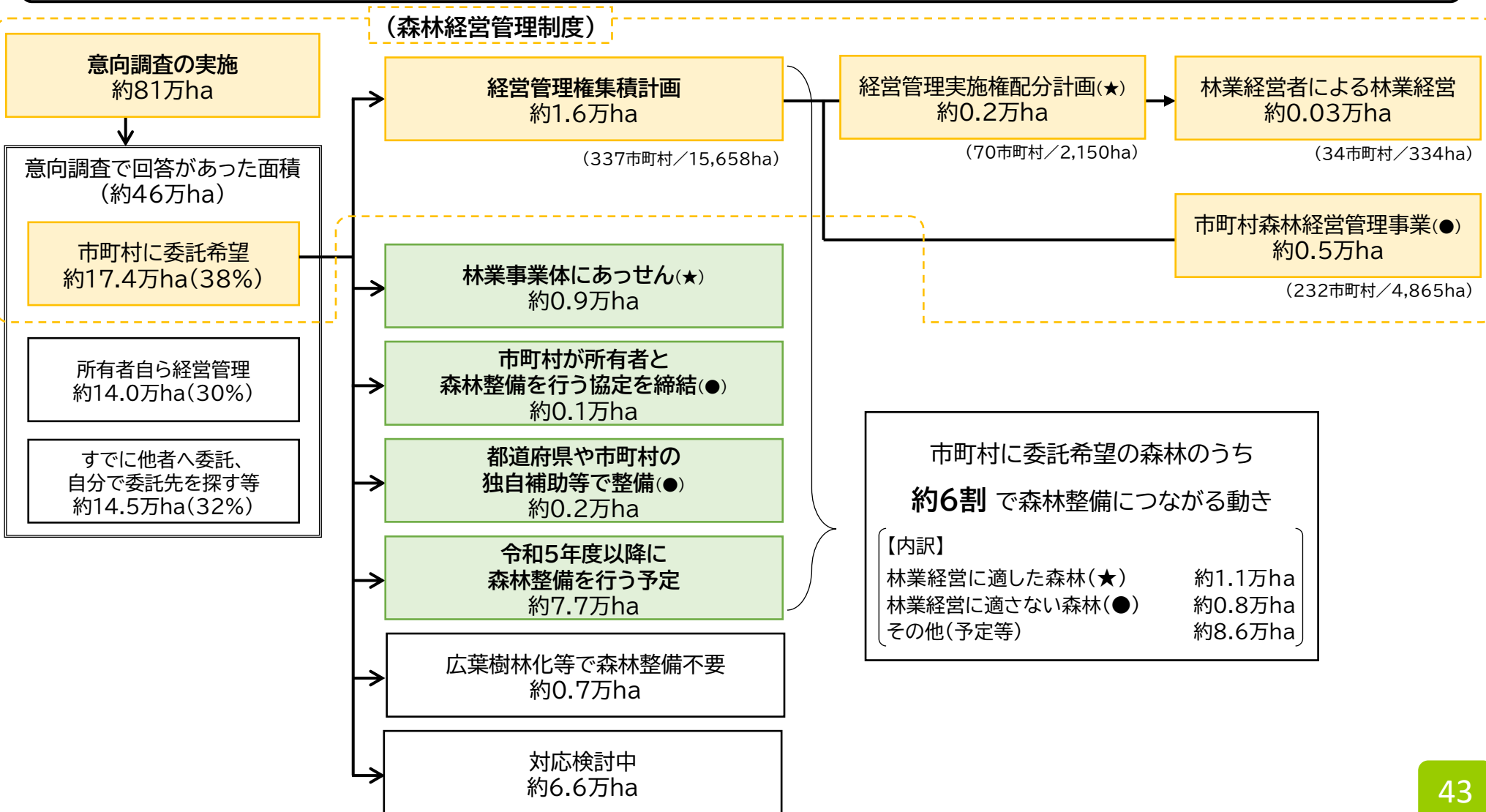
※スギ・ヒノキの平均的な間伐実施時期の間隔は、**10年～15年**です。

<補助金チラシ>

42

まとめ(森林経営管理制度等による森林整備の推進)

- ▶ 制度開始から4年間で約81万haの意向調査を実施。回答があったもののうち、約4割の所有者から市町村への委託希望がある一方で、経営管理権の取得や林業経営者への管理の委託は委託希望の一部に留まっている状況。
- ▶ 森林経営管理制度以外の手法も含めると、委託希望のうち約6割では森林整備につながる動き。



- ✓ 森林経営管理制度については、令和4年度末時点で、意向調査や申出に対応した市町村が1,070、意向調査面積が約81万haとなるなど、積極的な取組が進展。
- ✓ 一方、意向調査以降の、市町村による経営管理権の取得は約1.6万ha、林業経営者への管理の委託は約0.2万haに留まっている状況で、森林経営管理制度における更なる森林の集積・集約化に向けて課題への対応が必要。
- ✓ 既に意向調査を進めている市町村においては、意向調査の結果を踏まえて、集積計画以外の手法も活用しながら、森林整備の実施に繋げて頂きたい。

4.森林環境譲与税の更なる活用

(1) 森林環境税・森林環境譲与税の経緯

- 森林整備のための財源確保については、昭和60年代の「**水源税構想**」の議論に始まる。
- 平成3年に「**森林交付税**」の創設が提唱。「森林交付税創設促進連盟」等が全国規模で運動を展開。
- 林野庁は、**平成17年度から、森林吸収源対策の財源となる税の創設を要望**。平成30年度税制改正で、平成31年度に森林環境税・森林環境譲与税を創設することが決定。

【水源税構想】

- ・昭和60年に、林野庁は、森林の水源涵養機能を確保するため、「**水源税**」の導入を要望。各界の賛否が分かれ、見送り。
- ・昭和61年に、林野庁要望の水源税構想と建設省要望の流水占用料改正を一本化した「**森林・河川緊急整備税**」の導入を要望。再び、見送り。

【森林交付税構想】

- ・平成3年に、和歌山県本宮町長は、地方交付税の枠外に「**森林交付税**」を創設することを提唱(一般財源又は地方交付税の組み換えを想定)。以後、構想に賛同する市町村と市町村議会議員は「森林交付税創設促進連盟」等を結成して、全国規模で運動を展開。

【全国森林環境税構想】

- ・平成15年に、森林交付税構想を推進してきた市町村は、「**全国森林環境・水源税**」(水や二酸化炭素排出源への課税を想定)の創設を求める方向に、運動方針を転換。
- ・平成18年に、「全国森林環境・水源税」の名称から「水源」を削除して、以後、「**全国森林環境税**」の創設を求める運動を展開。

【都道府県の独自課税】

- ・平成15年に、**高知県は、都道府県で初めて「森林環境税」**を導入。
- ・平成28年までに、**37府県**が森林整備を主な目的とする独自課税を導入。

【森林吸収源対策のための財源の確保に関する検討】

- ・林野庁は、**平成17年度以降**、平成17年に発効した「京都議定書」に基づき、温室効果ガスの排出削減に向けた森林吸収量の確保に必要な間伐等を推進するため、**森林吸収源対策のための財源となる税の創設を継続的に要望**。
- ・平成24年度に、「地球温暖化対策税」が導入されたが、森林吸収源対策は、使途に含まれず。
- ・林野庁は、**平成25年度以降、「森林環境税」の創設を継続的に要望**。
- ・平成30年度与党税制改正大綱で、「平成31年度税制改正において、**森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する**」ことが決定。

資料:遠藤真弘(2015) 森林環境税. 調査と情報, No.875, 林野庁(2018) 平成29年度森林・林業白書.

(2) 森林環境税・森林環境譲与税の概要

- パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設。

1. 森林環境税 [令和6年度から課税]

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して
課する国税

税率: 1,000円(年額)

賦課徴収: 市町村が個人住民税と併せて
賦課徴収

国への払込み: 都道府県を經由して全額を国の
譲与税特別会計に払込み

その他: 個人住民税に準じて非課税の範囲、減
免、納付・納入、罰則等に関して所要の
措置

2. 森林環境譲与税 [令和元年度から譲与]

譲与総額: 森林環境税の収入額(全額)に相当する額

譲与団体: 市町村 及び 都道府県

使途:

(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や
普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準:

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(55/100)、
林業就業者数(20/100)、人口(25/100)で按分

※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

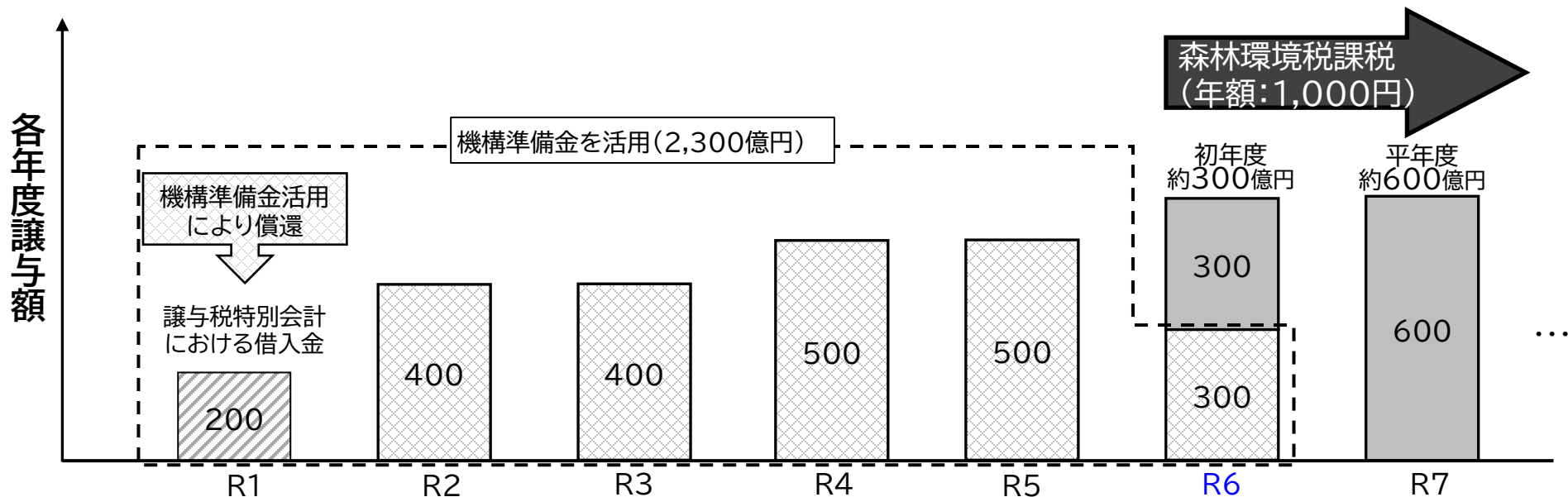
使途の公表: インターネットの利用等の方法により公表

3. 経過措置

- 令和5年度までの譲与税財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入金を充て、借入金の償還は後年度の森林環境税の税収を充てることとしていたが、令和2年度より、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとした。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

(3) 森林環境譲与税の譲与額・譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市:県の割合	80:20	85:15		88:12		90:10	
(市町村分)	160	340	→	440	→	約540	→
(都道府県分)	40	60	→	60	→	約60	→

【譲与基準】 *R6以降の年度分の譲与税について適用

市町村分	55% : 私有林人工林面積 (※以下のとおり林野率による補正)	
	20% : 林業就業者数	
都道府県分	25% : 人口	
	市町村と同じ基準	

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日 自由民主党・公明党）

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

4. 地域・中小企業の活性化等

(4) 森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度に課税が開始される。森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策として、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積及び人口の譲与割合の見直しを行う。その上で、今後とも、森林環境税に対する国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、全国の地方公共団体における譲与税の一層の有効活用を促していくこととする。

第二 令和6年度税制改正の具体的内容

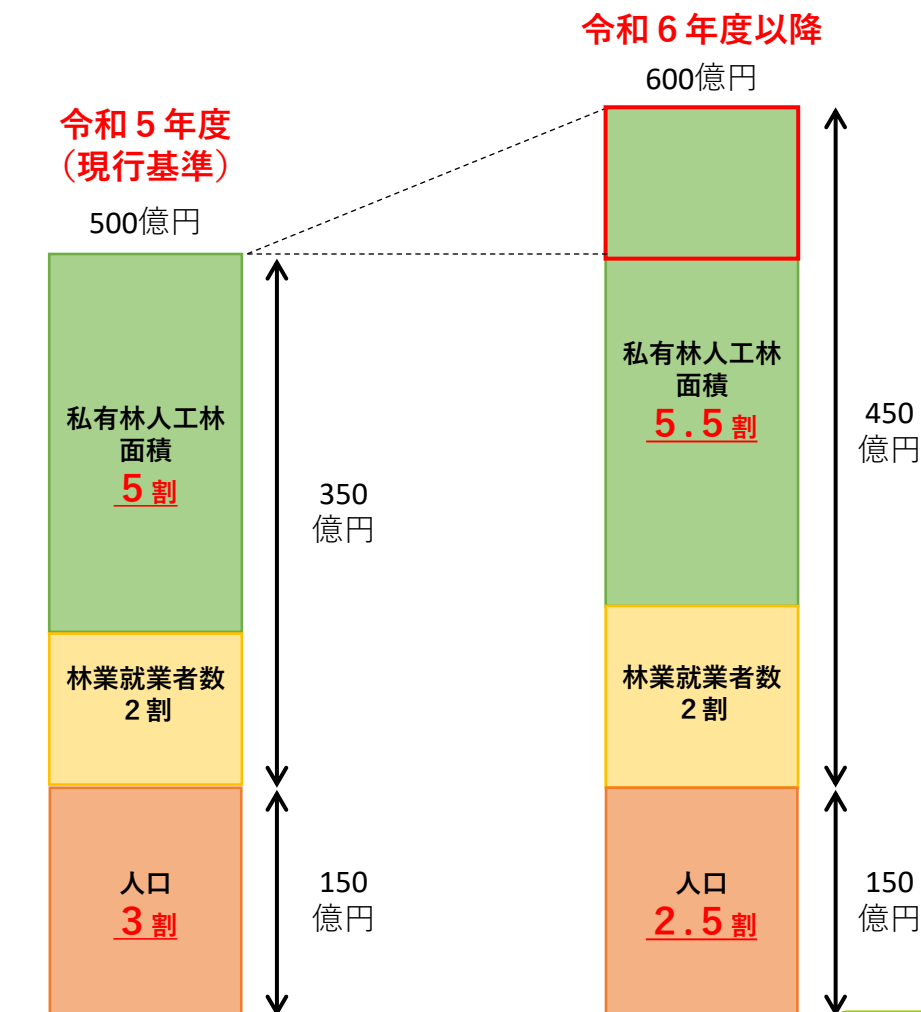
一 個人所得課税

6 その他

(地方税)

〈森林環境譲与税〉

(6) 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を100分の55（現行：10分の5）とし、人口の譲与割合を100分の25（現行：10分の3）とする。



(趣旨)

第一条 この法律は、**森林**(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林をいう。以下この条及び第三十四条第一項において同じ。)の**有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み**、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び都道府県が実施する**森林の整備及びその促進に関する施策**の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

(森林環境譲与税の使途)

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を**次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。**

一 **森林の整備に関する施策**

二 **森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用**(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第二条第三項に規定する木材の利用をいう。)の**促進**その他の**森林の整備の促進に関する施策**

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策

二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策

三 前項第二号に掲げる施策

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、**インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。**

(6) 森林環境譲与税の実績①

- 森林環境譲与税による市町村の主な取組実績は、ほとんどの項目で毎年増加。
- 例えば、令和4年度の森林整備面積は、令和元年度の約7倍となるなど、着実に取組は進展。

■ 森林環境譲与税の市町村における主な取組実績(令和元年度～4年度)

区分	主な取組実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
間伐等の森林整備関係	意向調査実施面積	約12.5万ha	約21.6万ha	約18.0万ha	約18.3万ha
	森林整備面積 (うち間伐面積)	約5.9千ha (約3.6千ha)	約17.9千ha (約10.3千ha)	約30.8千ha (約14.2千ha)	約43.3千ha (約19.9千ha)
	森林作業道の整備	約89千m	約233千m	約406千m	約502千m
	林道・林業専用道の整備	約1千m	約5千m	約14千m	約12千m
人材の育成・担い手の確保	研修等の参加者数	約6.5千人	約5.0千人	約6.4千人	約9.5千人
木材利用・普及啓発	木材利用量	約5.4千m ³	約13.4千m ³	約22.5千m ³	約27.6千m ³
	イベント、講習会等	約900回	約1000回	約1800回	約2400回
	参加者等	約88千人	約56千人	約125千人	約189千人

(6) 森林環境譲与税の実績②

- 令和元年度、令和2年度における森林環境譲与税の執行率は半分以下。譲与額の半分以上が基金積立。
- 執行率は年々増加し、令和4年度は、市区町村で譲与額の78%を執行。令和5年度は106%の予定。
- 令和6年度から森林環境税の徴税が始まる中、譲与税を確実に執行するとともに、成果を国民に示していくことが急務。

■ 森林環境譲与税の活用額(令和元年度～4年度は実績、令和5年度は予定)

		R1決算	R2決算	R3決算	R4決算	R5予定
市区町村	活用額	65億円 (41%)	163億円 (48%)	217億円 (64%)	341億円 (78%)	467億円 (106%)
	譲与額	160億円	340億円	340億円	440億円	440億円
都道府県	活用額	31億円 (78%)	47億円 (78%)	53億円 (88%)	58億円 (97%)	70億円 (117%)
	譲与額	40億円	60億円	60億円	60億円	60億円
合計	活用額	96億円 (48%)	210億円 (53%)	270億円 (68%)	399億円 (80%)	537億円 (107%)
	譲与額	200億円	400億円	400億円	500億円	500億円

※ R5予定の金額については、令和5年3月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめたもの(一部、9月時点で聞き取ったものを含む)。

※ () 内の数値は、当年度譲与額に対する当年度活用額の割合を示したたもの

(6) 森林環境譲与税の実績③ – 都市・山村連携の取組

- 森林環境譲与税の導入を受けて、都市・山村連携の取組が拡大。
- 令和4年度は、都市部と山村部の自治体が、森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組を44件実施。159の自治体(158市区町村1県)が連携の取組に参画。

■ 都市部と山村部の自治体が連携した取組の実施状況(令和4年度)

		都道府県内	都道府県外	合計
取組件数		11	33	44
取組分野	森林整備	4	16	20
	木材利用	9	13	22
	普及啓発	5	17	22

※自治体への聞き取り結果をもとに作成。取組分野は複数計上。
 ※自治体により様々な形の連携があるため、必ずしも全ての取組を網羅したものではない。

【愛知県名古屋市 × 長野県木祖村】 <上下流連携による森林整備>

木祖村内の森林約3haを「名古屋市・木祖村交流の森」に設定し、森林整備を実施するとともに、名古屋市の市民が、植栽や育樹等の作業を通じて森林の大切さを学ぶ場として活用。



<間伐後の様子>

【東京都荒川区 × 福島県福島市】 <友好都市連携による森林整備>

福島市の市有林の一部を「あらかわの森」と名付け、相互に連携・協力して森林整備や荒川区民と福島市民による植樹体験や丸太切り体験のほか、周辺の自然林の散策等を実施。



<植樹体験の様子>

【奈良県田原本町 × 川上村】

<コンソーシアムをきっかけとした連携の創出>

奈良県では、サプライチェーン上の川下の2市3町と川上の吉野郡3町8村、林業関連の2団体が連携し、令和3年度に「上下流連携による木材利用等促進コンソーシアム」を設立。同年度に、本コンソーシアムに参画する田原本町と川上村が「森林整備等の実施に関する連携協定」を締結し、カーボンオフセット等の取組を進めていく方針。



<コンソーシアム参画団体>



<協定結式の様子>

【千葉県山武市 × 浦安市】

<県による都市・山村連携のマッチング支援>

千葉県は、県内の森林整備を促進するため、県内における都市・山村連携のマッチングを支援。令和4年3月に、森林整備に関する初の広域連携の取組として、浦安市と山武市が「浦安市と山武市の連携による森林整備の実施に係る協定」を締結。



<協定締結式の様子>



<間伐された森林>

※写真の出典：浦安市、山武市ホームページ

(7) 森林環境譲与税を活用して実施可能な取組の例

➤ 国で、譲与税を活用して実施可能な取組例のリストを作成し、都道府県・市町村へ提供。

【森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について(令和5年6月)より抜粋】

森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ○森林経営管理制度等に基づき、市町村が発注者となって実施する、間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備 ○所有者や森林組合等が実施する、間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助(上乘せを含む) ○所有者への意向調査、所有者探索、境界測量の実施 ○林道や森林作業道の開設や維持修繕 ○里山林や竹林の整備 ○市町村が発注者となって実施するスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替え ○植栽箇所における防獣ネットの設置 ○松くい虫やナラ枯れ等の被害木の伐倒・薬剤散布 ○台風により発生した風倒木の搬出処理 ○友好都市や上下流の関係にある他自治体の森林整備の費用を負担 等
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○新規就業者等の人材育成研修や技術指導、資格取得に係る経費の補助 ○高性能林業機械の借り上げ又は購入経費の補助 ○林業大学校等の研修生への交通費、資格取得、実習等への支援 ○林業技術者を養成するアカデミーの運営や技術研修会の実施 ○森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用 等
木材利用	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の木造化・木質化、木製什器の設置 ○多数の者が利用する民間建設物の木造・木質化への補助 ○地域産の木材を使った小物を記念品として贈呈 等
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○森林に関する市民講座、シンポジウム、木育イベント等の開催 ○都市部自治体の住民を対象とした山村部への林業体験ツアー等の開催 ○山村部自治体における、森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受け入れ体制の整備 等

※ これらの例示以外でも、各地域の実情に応じた創意工夫による取組を実施いただくことが可能です。

※ 森林環境税は国民の皆様の協力のもと創設されたものであり、国民の皆様の理解が得られるかという点についても留意して、取組を進めるようお願いいたします。

- 令和元年度より、森林環境譲与税の取組を進めてきた一方で、令和6年6月からの森林環境税の課税開始を契機に、森林環境税・森林環境税に対する報道が相次ぐ状況。
- より一層、森林環境譲与税の成果を広く周知する必要。

令和6年

4月5日 東京新聞

「新宿区、一部一般財源に 大田・渋谷・台東、基金に蓄え」

5月24日 朝日新聞

「森林環境税 使途と効果が問われる」

5月29日 フジテレビ「イット」

「「森林環境税」6月から1人年額1000円徴収 森林整備目的の交付金4割使われず…」

5月30日 テレビ朝日「グッド！モーニング」

「600億円の使い道は？「森林環境税」6月から徴収…住民税に年1000円“上乘せ”」

5月31日 読売新聞

「森林環境税 実情踏まえ不断に配分見直せ」

5月31日 読売テレビ「情報ライブ ミヤネ屋」

「【物議】6月から新たに課せられた税金『森林環境税』をご存知ですか？」

6月3日 テレビ朝日「報道ステーション」

「森林環境税 徴収スタート しかし“使い道”に悩む自治体も」

6月6日 NHK(Web配信)

「何に使われる…？ 一律の1,000円徴収 “森林環境税” なぜ？」

6月15日 毎日新聞

「森林環境税の導入 保全に効果的な仕組みか」

6月25日 東京新聞

「『看板替え』増税続く」

R6.5.29
「森林環境税」
トレンド入り

- 森林環境税・森林環境譲与税と森林経営管理制度について、国民の皆様に分かりやすくお伝えするため、**制度概要**や**市町村の取組事例**を紹介する**パンフレット**を作成。
- 各種イベントや自治体窓口等で、一般向けに配布していくことを想定。

■ 森林環境税・森林環境譲与税等のPRパンフレット

森林環境税・森林環境譲与税と森林経営管理制度の導入背景を分かりやすく解説。

「森林の整備」は3事例(秋田県大館市、静岡県小山町、高知県いの町の町)、「人材の育成」は2事例(愛知県岡崎市、島根県美郷町)、「木材の利用や普及啓発」は2事例(神奈川県川崎市、岡山県岡山市)を掲載。

森林環境税と森林経営管理制度の仕組みを解説。また、森林環境譲与税を活用した自治体の取組実績を掲載。

国民一人一人が、森を支える。森林環境税

～ 市町村としてやっておくべき5つの広報 ～

令和6年度から課税開始！



1,000円も必要？何に使っているのかな？

1,000円が、どう役立っているの？

その1 使途公表ホームページは分かりやすいですか？

譲与税の使途に関心を持った方が、最初に目にする情報と言っても過言ではありません。金額と事業名だけでなく、写真や図表も交えて、分かりやすく成果や効果を伝えるホームページにしましょう！基金積立を行っている場合は、基金の活用予定も明示しましょう！

その2 広報誌を活用していますか？

自治体広報誌は、幅広い方々に情報を届ける有効なツールです。譲与税の特集記事を組んだり、譲与税の制度や使途を紹介するなど、積極的に自治体広報誌へ記事を掲載しましょう！

その3 広報資材を作成・配布していますか？

独自にPR動画を作成するなど、目に触れる機会を増やす工夫も大切です。一般向け行事では、譲与税の成果を広報するパネル展示やパンフレット配布を行い、理解醸成の機運を高めましょう！

その4 譲与税活用事業である旨を表示していますか？

譲与税が活用されていることを実感してもらう工夫も大切です。譲与税を活用した森林整備箇所への看板設置や、整備した施設・木製品への焼き印等による表示など、譲与税活用事業をしっかりとPRしましょう！

その5 譲与税活用事業のプレスリリースを行っていますか？

新聞などのマスメディアに取り上げられることも幅広い方々へのPRに有効です。譲与税活用事業は、積極的にプレスリリースを行いましょう！デジタルネイティブ世代に向けては、SNSによる情報発信も有効です。

- 令和6年度から森林環境税の課税開始
- 森林環境譲与税が何に使われ、それがどう役立っているのか、納税者に分かりやすく、しっかり伝えることが大切
- 広報の取組事例集も参考に、広報活動を徹底

～ 自治体における広報の取組事例（事例集より抜粋）～

① 使途公表HPの工夫 ～兵庫県神戸市～

使途公表HPに、譲与税活用に向けた実施計画や具体的な取組を写真付きで掲載。

(神戸市HP)
<https://www.city.kobe.lg.jp/a19183/bosai/shinrinseibi/shinrinkankyoujuyoyozei.html>

② 広報誌の活用 ～大分県日田市～

「広報ひた」2022年8月号に特集「森林と生きる私たち」で森林環境譲与税の仕組みや活用取組を掲載。

■ 広報ひた 2022年8月号

(日田市HP)
<https://www.city.hita.oita.jp/material/files/group/1/20220801002.pdf>

③ 独自の広報資材の作成 ～東京都豊島区～

長野県箕輪町にある、としまの森・みのわ（森林環境譲与税活用による整備地）の紹介動画を制作。

(豊島区動画URL)
https://www.youtube.com/watch?v=BXP_DaWU4ds

④ 事業箇所等への表示 ～高知県いの町～

独自の焼き印やシールを作成して、木製品等に森林環境譲与税を活用していることを表示。

■ 焼き印やシールによる表示

⑤ 事業のプレスリリース ～北海道北斗市～

新生児へ木製品を贈呈する事業について、令和3年6月にプレスリリースを実施。

▶ 各自治体の広報誌において、森林環境税・森林環境譲与税の仕組みや森林環境譲与税を活用した取組内容を、写真や図を使って分かりやすく説明する、などの工夫を行っている例があります。

栃木県那須塩原市

再生

森づくりは面的な需要が必要、理解の醸成も——行政のみならず所管者も

森林環境税の導入は、森林の持続可能な経営を促すとともに、森林の再生を促す効果も期待されています。このため、森林環境税の導入には、市民の理解を醸成することが不可欠です。行政だけでなく、所管者も積極的に働きかけ、市民の理解を醸成することが不可欠です。

また、同年代の森「今後もきれいに維持できるなら」と管理を依頼

森林環境税の導入は、森林の持続可能な経営を促すとともに、森林の再生を促す効果も期待されています。このため、森林環境税の導入には、市民の理解を醸成することが不可欠です。行政だけでなく、所管者も積極的に働きかけ、市民の理解を醸成することが不可欠です。

大分県日田市

森林の役割

森林は、私たちの生活を支える重要な役割を果たしています。森林環境税の導入は、森林の持続可能な経営を促すとともに、森林の再生を促す効果も期待されています。このため、森林環境税の導入には、市民の理解を醸成することが不可欠です。行政だけでなく、所管者も積極的に働きかけ、市民の理解を醸成することが不可欠です。

私たちの未来を守るために

森林環境税の導入は、森林の持続可能な経営を促すとともに、森林の再生を促す効果も期待されています。このため、森林環境税の導入には、市民の理解を醸成することが不可欠です。行政だけでなく、所管者も積極的に働きかけ、市民の理解を醸成することが不可欠です。

➤ 森林環境譲与税を活用した取組である旨を、**事業地や施設等へ表示**している例があります。

森林整備の事業実施箇所で、事業概要に加え、森林環境譲与税を活用している旨の説明を表示

群馬県前橋市



松くい虫被害林の再生事業 (令和2年度)における例

静岡県菊川市



重要インフラ施設の保全に向けたモデル林整備事業(令和3年度)における例

導入した木製品に、森林環境譲与税を活用している旨の説明を表示

北海道小樽市



公園への木製ベンチの設置 (令和3年度)における例

木製品の配布時に、森林環境譲与税の説明を記載したペーパーを同封

石川県野々市市



森林環境譲与税とは、市町村が実施する森林整備などに必要な財源を充てるため、令和元年度税制改正において創設されました。令和6年度から国民一人年額1,000円賦課徴収される森林環境税を財源として、市町村に交付されます。その用途は「間伐・林道などの森林整備」「森林整備の人材育成」「木材利用の促進・普及啓発」に限定されています。

- ✓ 森林環境譲与税を活用した取組は着実に増加。都市・山村連携による取組も拡大。
- ✓ 一方で、令和6年6月から森林環境税の課税が始まり、森林環境税・森林環境譲与税に対する厳しい報道が多数なされるなど、国民の関心も高い。
- ✓ 国民の皆様から森林環境税に対する理解を得られるように、森林環境譲与税を十分かつ有効に活用することはもちろんのこと、その趣旨や成果についても分かりやすく伝えていくことが重要。

5.森林・林業行政における市町村の役割

(1)森林・林業政策における市町村の役割

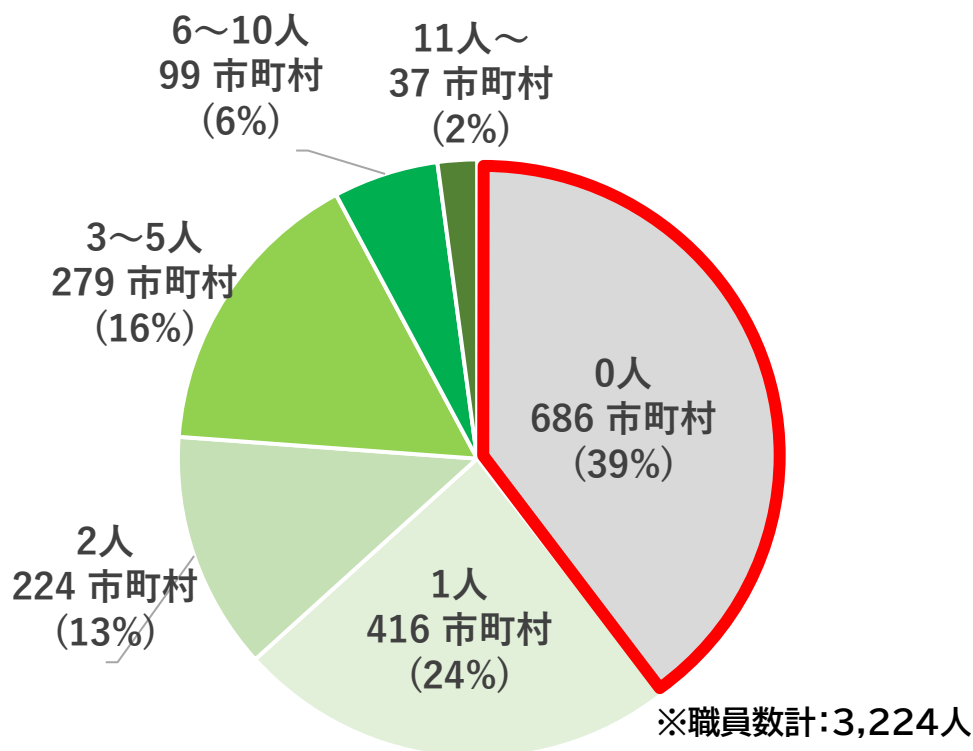
- 市町村は、森林・林業行政において、主に、①地域の森林のビジョン策定、②森林所有者に対する森林施業の指導・助言、③地域の財産管理を担当。
- かつて、地域における森林・林業行政は、主に都道府県が担当。地方分権の動きにより、平成10年度に、都道府県の権限を市町村に移譲。以後、新たな施策により、市町村の担当する業務は拡大する傾向。
- 令和元年度からは、市町村を中心とする森林整備の手段として、森林経営管理制度が開始。同時に、その財源として、森林環境譲与税の譲与も開始。

	都道府県	市町村
森林計画	地域森林計画の策定	市町村森林整備計画の策定(H10～策定義務付け) 森林経営計画の認定(H10～都道府県から移管) 新たな森林所有者の届出(H24～) 林地台帳の運用(R1～)
森林整備	造林補助金の執行 林道の開設	伐採・造林届の受付(H10～都道府県から移管) 林道の開設・維持修繕
森林保全	保安林の指定 治山事業の実施 林地開発許可制度の運用	—
財産管理	都道府県有林の管理	市町村有林、財産区有林の管理
森林経営管理制度	市町村の支援	私有林の集積(R1～)

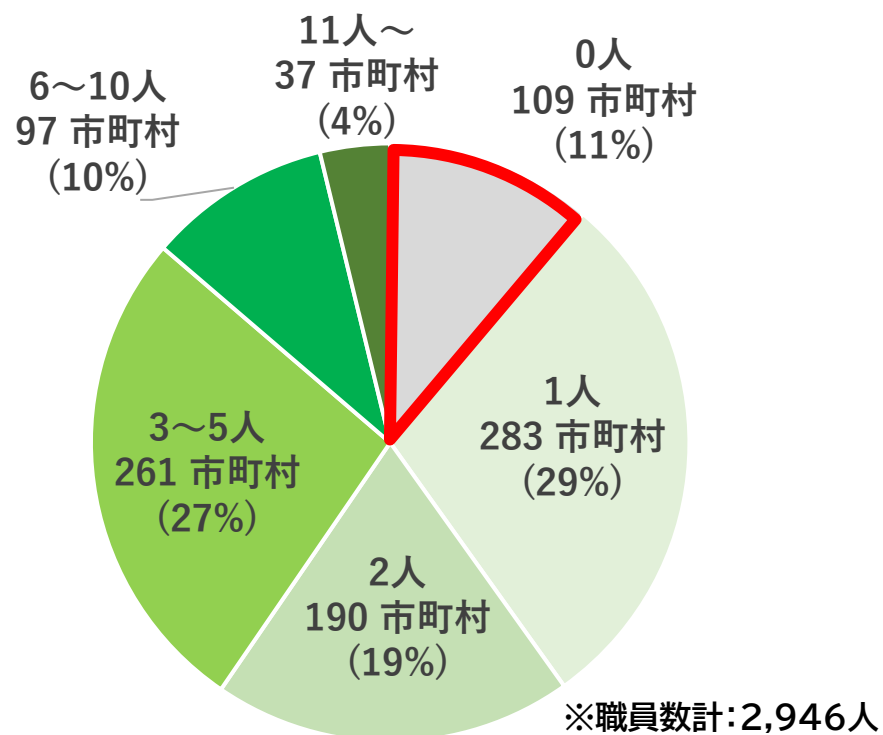
5.森林・林業行政における市町村の役割 (2)市町村の森林・林業担当職員の実況

- 市町村の森林・林業担当職員は全国で3,000人程度。専ら林務を担当する職員数が0人の市町村が4割を占めるなど、体制が十分でない市町村が多い。
- 私有林人工林が1,000ha以上の市町村(我が国の私有林人工林面積の97%を占める)では、一定の職員数を確保している市町村が多いが、職員数0人の市町村も約1割存在する。

<全市町村(1,741)>



<私有人工林1,000ha以上の市町村(977)>



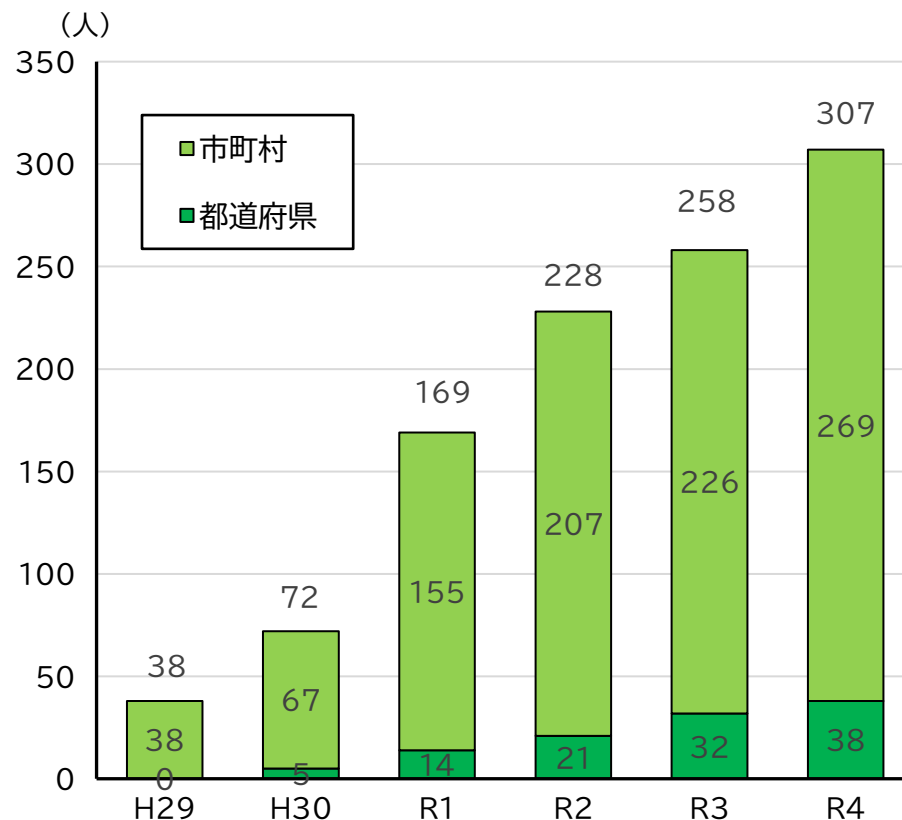
市町村における森林・林業担当職員数

(3)地域林政アドバイザー制度①

- 「地域林政アドバイザー」制度は、市町村・都道府県による、森林・林業の知識・経験を有する技術者の雇用又は技術者が所属する法人等への事務委託を通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援を図る仕組み。
- 地域林政アドバイザーを雇用や委託した場合の経費は、特別交付税措置の対象(措置率:都道府県0.5、市町村0.7、対象経費:1人当たり500万円が上限)。
- 地域林政アドバイザーの活用実績は増加傾向。令和4年度には、204自治体(9都道府県(岩手県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、佐賀県、長崎県)、195市町村)で、307名の地域林政アドバイザーを活用。

地域林政アドバイザーの要件

- ① 市町村又は都道府県から委嘱状の交付等による委嘱を受けて地域林政支援活動に従事する者又は法人に在籍して市町村又は都道府県からの委託業務として地域林政支援活動に従事すること。
- ② 以下のいずれかに該当する者であること。
 - 森林総合監理士登録者、林業普及指導員資格試験の林業一般区分合格者(林業専門技術員を含む。)又は林業改良指導員資格試験合格者
 - 技術士(森林部門)
 - 林業技士
 - 認定森林施業プランナー
 - 認定森林経営プランナー
 - 地域に精通する者等であって、林野庁が実施する研修を受講する者又はそれに準ずると林野庁が認める研修を受講する者
 (※令和5年度は、21道県が開講)



地域林政アドバイザーの活用実績

▶ 地域林政アドバイザー制度の概要等を紹介する森林・林業技術者向けのパンフレットを作成。

■ 地域林政アドバイザー制度のPRパンフレット

令和6年4月

森林・林業に関する技術をお持ちの皆様へ

林野庁

地域林政アドバイザー制度のご案内
—あなたの力を地域の森林づくりに活かしてみませんか?—

- 多くの市町村では、森林・林業に係る施策を進めるに当たり、林務担当職員の人員体制や、専門的な知識などのノウハウが不足しています。
- 地域林政アドバイザー制度**は、都道府県や市町村が、森林・林業の知識や経験を有する技術者を雇用（又は技術者が所属する法人等に業務を委託）して、**市町村の森林・林業行政に携わっていただく仕組み**です。
- あなたの森林・林業に関する知識と経験が市町村の現場で必要とされています！地域の森林・林業を支える取組に力を貸して頂けませんか。

市町村の森林・林業行政の課題

- 全国の市町村の4割で**林務担当職員数**が0人であるなど、人員体制が不十分な市町村が多く存在します。
- 一方で、近年、**市町村が森林・林業分野で担う役割**は大きく増加しており、体制整備が急務となっています。

市町村ごとの林務担当職員数

6~10人	37市町村(2%)
11人~	11市町村(3%)
99市町村	18%
3~5人	278市町村(18%)
6~8人	686市町村(39%)
2人	224市町村(13%)
1人	416市町村(24%)

市町村の役割の強化 (H10以降の主なもの)

- H10: 市町村森林整備計画、森林経営計画の認定
- H24: 新たな森林所有者の届出
- H25: 林地台帳の整備
- R1: 森林経営管理制度、森林環境課等

地域林政アドバイザー制度のイメージ

市町村: 林務専任の担当者がいない、専門的な助言が欲しい

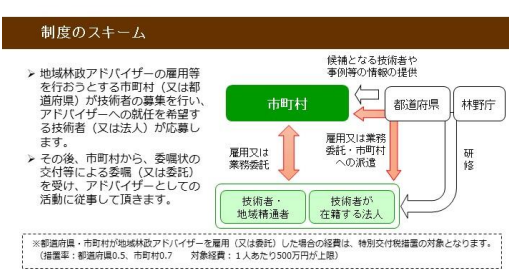
技術者の目標: 知識や経験を活かした仕事がしたい、地域の森林管理に携わりたい

市町村が技術者を雇用（又は法人へ業務委託）

技術者がアドバイザーとして市町村への指導・助言を行うことで、**地域の森林・林業行政の推進を支援**

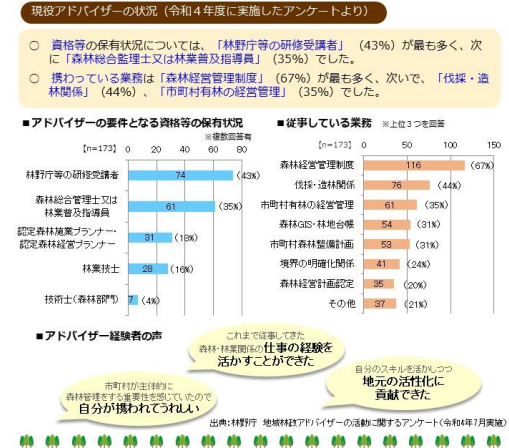
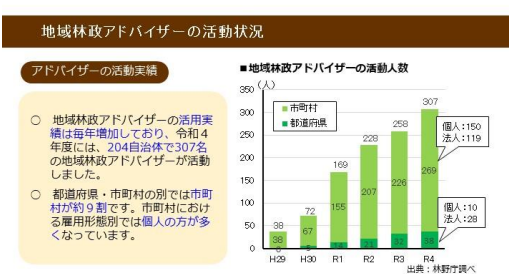
様々なメリットが生まれれます

- 市町村: 日々の業務の円滑化、技術者: 活躍の場の創出
- 地域: 森林整備の進捗や林業の活性化



- 地域林政アドバイザーの要件**
- 地域林政アドバイザーは、以下のいずれかに該当する技術者（又はその技術者が在籍する法人）が対象です。
 - 森林総合監理士登録者、林業普及指導員資格試験の林業一般区分合格者（林業専門技術員を含む。）又は林業改良指導員資格試験合格者
 - 技術士（森林部門）
 - 林業技士
 - 認定森林施業プランナー
 - 認定森林経営プランナー
 - 地域に精通する者で、林野庁が実施する研修又はそれに準ずる研修を受講する者

- 地域林政アドバイザーの支援活動の例**
- 市町村森林整備計画及び構想の作成関係業務
 - 市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注への助言
 - 森林経営計画の認定の指導・助言（現地確認、事業性指導）
 - 森林経営管理制度に係る事務の指導・助言
 - 伐採・造林の指導・助言（現地確認、事業性指導）
 - 路線の整備・管理計画の策定の指導・助言
 - 国有林における地籍調査、境界明確化活動の指導・助言
 - 森林GIS、林地台帳システムの整備、データ更新への助言 等
- ※ 施業の立案や林業経営改善への助言、助言といった業務にかかわる活動は対象としており、単なる遊学などの単純な活動のみを行う場合は対象となりません。



活動事例

個人へ委嘱 - 熊本県御船町-

御船町では、林務専門職員が不在の中、平成31年4月の森林経営管理制度の制度開始に合わせて、元森林組合職員の高添さんに地域林政アドバイザーとしての業務を委嘱しました。

高添さんは、元森林組合職員としての経験や知識を活かして意向調査を進めるとともに、地元精通化を協力ののもと、境界明確化を計画的に実施しています。

御船町の地域林政アドバイザー

高添 孝司さん
熊本県地域林政アドバイザー研修受講（活用推進要綱に基づく研修）
元森林組合職員

法人へ委託 - 宮崎県串間市-

串間市では、林務専門職員が不在の中、平成30年度より地域林政アドバイザー制度を活用して南那珂森林組合に業務を委託しています。

同森林組合は、国有林における伐採、災害、造林(パトロール)による管内業者への指導や、誤伐・盗伐時におけるドローンによる空撮、市有林の管理業務への助言等の支援業務に対応しています。

串間市の地域林政アドバイザー

南那珂森林組合
技術士
林業技士
認定森林施業プランナー

地域林政アドバイザー制度の概要やスキーム、アドバイザーの要件について、分かりやすく解説。

地域林政アドバイザーの活動実績や現役アドバイザーの状況等を紹介。

地域林政アドバイザーの活動事例について、2事例(熊本県御船町、宮崎県串間市)を掲載。

5.森林・林業行政における市町村の役割 (4)市町村によるビジョン等の策定状況

- 「令和4年度森林計画・森林利用業務関係ブロック会議」で、各都道府県内の市町村による森林経営管理制度の取組方針やビジョンの策定状況について、ヒアリングを実施。
- 全国38道府県の277市町村が、森林経営管理制度の取組方針やビジョン等を策定。
(※今回のヒアリングで把握できたものであり、全数調査ではないことに留意。)
- このうち、①61市町村が森林・林業に関する総合的ビジョン、②153市町村が森林経営管理制度の取組方針、③7市町村が森林環境譲与税の活用方針を策定(※残りの58市町村は、情報提供不可のため、内容不詳)。

都道府県名	市町村数				合計
	総合ビジョン／森林整備の方針	制度の実施方針／実施計画	譲与税の活用方針	不明(提供不可のもの)	
北海道	1	2			3
青森県	1			1	2
岩手県	1	2			3
宮城県		7	1	3	11
秋田県				1	1
山形県		8			8
福島県	1	2		2	5
茨城県				4	4
栃木県		4		2	6
群馬県					0
埼玉県	1	1			2
千葉県	11				11
東京都					0
神奈川県					0
新潟県		1			1
富山県	14				14
石川県	1				1
福井県	9				9
山梨県	1	12			13
長野県		59		18	77
岐阜県	2	6		1	9
静岡県					0
愛知県				1	1
三重県	3	7		1	11

都道府県名	市町村数				合計
	総合ビジョン／森林整備の方針	制度の実施方針／実施計画	譲与税の活用方針	不明(提供不可のもの)	
滋賀県				1	1
京都府	1	4		1	6
大阪府				10	10
兵庫県	1				1
奈良県				3	3
和歌山県	1	4	1		5
鳥取県	1	1			2
島根県		1			1
岡山県		15		2	17
広島県	1				1
山口県			3		3
徳島県	6			2	8
香川県					0
愛媛県					0
高知県	1	2		1	4
福岡県		1			1
佐賀県					0
長崎県		1		2	3
熊本県	3	9	1	1	14
大分県					0
宮崎県		4	1	1	5
鹿児島県					0
沖縄県					0
合計	61	153	7	58	277

5. 森林・林業行政における市町村の役割

事例① 本山町森林・林業ビジョン | 高知県本山町

- ▶ 本山町では、町の森林管理や整備に関する長期的な視点での基本的な方向と目標を示すとともに、その目標を達成するための必要な施策を明らかにする「**本山町森林・林業ビジョン**」を策定。
- ▶ 森林を機能・目的に応じ7つに区分。どの区分の森林でどのような施策を行うか、現状やKPIとあわせて整理。

【土佐本山コンパクトフォレスト構想】

- ビジョンの存在意義や方針などを示す『理念』、『価値観』、『約束』、『方針』、『使命』の5つの要素と、ビジョンの実現に向けた具体的な実行項目を示した基本施策により構成。
- 計画期間は2022～2071年度までの50年間。
- 構想の策定に当たっては、令和3年6月に、**高校生を含む町内の関係者14名**からなる「**本山町森林・林業ビジョン策定委員会**」を設置、7回の委員会を開催して、**7つのテーマと25の取組項目を整理**し、令和4年3月に完成。町の振興計画や総合戦略を軸に、関係者へのヒアリングや国の政策、林業の市場等の調査による外部環境を整理し、ビジョンに落とし込み。



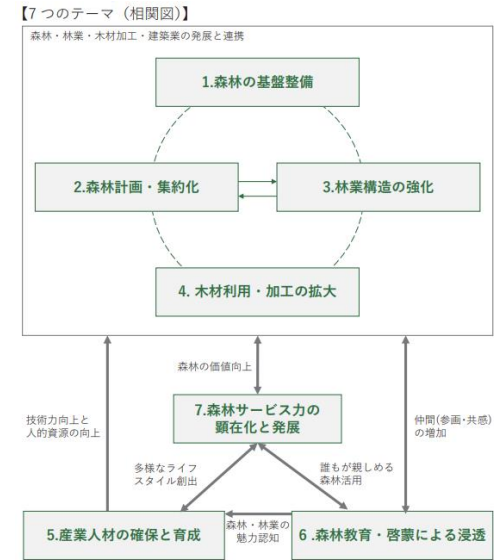
策定委員会開催状況



＜目指す理想の姿＞

森林の役割に応じ『更新の森』『神聖の森』『恩恵の森』『清流の森』『燃料の森』『継承の森』『童心の森』として区分

＜推進する基本施策＞

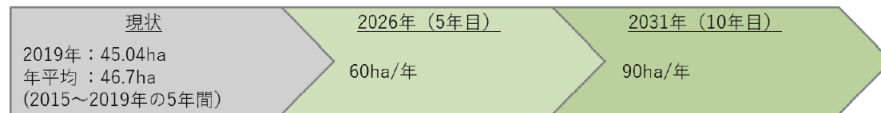


■ 基本施策と対応する森、現状とKPI (例)

項目と説明	対応する森	現行状況と測定項目
(-)間伐の計画・実施 造林事業ほか、関連事業の継続実施、 間伐目標の検討		A 1. 実施面積 (目標達成率)

現在、町内では間伐事業を年間で約45ha実施しています。今後の林業従事者の増加や林業の効率化の目標を踏まえて、10年間で90ha/年(現在の2倍)の間伐事業を目指します。

【現状とKPI】



5.森林・林業行政における市町村の役割 事例② 箕輪町森林ビジョン | 長野県箕輪町

- 箕輪町では、**森林に期待することを軸**に3つの柱に整理し、令和6年3月に「**箕輪町森林ビジョン**」を策定。
- ビジョンの達成に向けて、森林を「**災害の危険性**」と「**木材生産の収益性**」に注目して性質を把握し、その**森の管理方針を分類**。町民と森との関わり方について整理したうえで、**ビジョン達成のためのアクションプランを設定**。

【箕輪町森林ビジョン】

- 本ビジョンは、**町民が望む森の姿や森との関わり方を明文化し、町民全体に共有するものという位置づけ**。町民に対しては、「**答え**」を示すものとしてのビジョンではなく、「**考え方**」を示すもの。

- 策定に当たっては、**森林ビジョン検討委員会**の13人の委員と2人の**アドバイザー**を中心に計5回の会議、**現地視察**を開催しつつ、**町民アンケート**や**パブリックコメント**による意見を取り入れ策定。

- ビジョンの大目標である「**町内のすべての森が、何らかの方針のもとに管理されている。放置ゼロ!**」の元に、それぞれの森の**管理や利用**について、**主な管理方針を定め、対応する個別管理メニューを設定**。

箕輪町森林ビジョン

森林は長い時間をかけて育ちます。10年、50年、100年といった中・長期的な視点で管理を考えることが大切です。また、森林は木材生産だけではなく、防災・減災から水源かん養、エネルギー利用、キノコや山菜の楽しみまで、あらゆることと繋がっており、我々は森林との関係を断つことはできません。つまりこれから先も、そこにずっとあり続ける森林(山)と、めまぐるしく変化する私たちの社会とがどんな関係であつたら良いかについて、長く考え続けていく必要があるのです。

箕輪町森林ビジョンは、町民が望む森の姿や森との関わり方を明文化し、町民全体に共有するものです。森林ビジョンは、森林ビジョン検討委員会の13人の委員と2人のアドバイザーを中心に計5回の会議と現地視察を開催し、町民アンケートやパブリックコメントによる意見を取り入れ策定しました。森林ビジョンをもとにしながら、町内の森林について、みんなで考えていきましょう。

≪ 箕輪町森林ビジョン3つの柱 ~私たちが森に期待すること~ ≫

箕輪町の面積の63.8%は、森です。森は美しい景観をつくり、様々な恵みを私たちにもたらす一方で、時には災害などの恐れという一面を見せます。そんな森と付き合っていく上で、私たち箕輪町民が森に期待することを言葉にまとめると、次のようになります。これが、箕輪町森林ビジョンの3つの柱です。

み 災害が少なく、安全・安心であること

- ・災害に強い森林づくりが行われ、土砂災害が起こりにくい
- ・防災、減災を最優先に考えながら、森の活用が行われている
- ・松くい虫被害対策が講じられ、松枯れによる倒木や落枝が町民生活に影響を与えない
- ・奥山では多種多様な木々が育ち、人里に近いエリアでは藪の刈払いや誘引物の管理が徹底され、人とツキノワグマなどの野生動物とが共存できている

令和3年8月豪雨の被害状況 沢に倒れた木々 松枯れの被害状況 罠設置されたツキノワグマ

の 箕輪町の暮らしを彩り、支え、みんなが通いやすくなる森であること

- ・先人たちが植えてきた人工林を含む、森の景観そのものが、箕輪町の誇りである
- ・人工林のうち、持続的な木材生産をしない森林は、自然で多様な森へと徐々に移り変わっていく
- ・ウォーキングや山菜採り、キャンプなど、様々な楽しみ方があり、みんなが通いやすくなる、望めは開かれる
- ・自然そのものの、そこに関わる人たちが土の触れ合いを通して、大人も子どもも、気づきや学びを得られる
- ・豊かな水を育み、湧水や洪水を防ぐ役割として、町の暮らしを支えている

互駄ダムと周囲の森林 森でキャンプを楽しむ みどりの少年団の活動風景 森林でのイベント

わ 資源を育み、もたらすこと

- ・住宅や家具、薪や炭に使う木材を将来にわたって持続的に育み、産出するため、伐つて植えて育てる循環が成り立っている
- ・今すぐ伐つて使うには採算が合わない人工林であっても、将来の木材資源になり得ると考える場所は、災害リスクを取り除いて保続管理されている
- ・町の森林を守り育てる人々が、その技術を研鑽し、継承する場となる

県産材を使用した沢保育園 ベルベットストーブ 林業事業者の作業風景 伐採跡地に植栽されたカラマツの苗木

森林ビジョンの3つの柱

≪ ビジョン達成に向けて ~森の性質を見極め、分類する~ ≫

ある森の利用や管理を検討するとき、私たちはまず、その森がどんな森かを見極めます。「森」と一言に言っても一つではなく、その場所の標高や地形、生えている木の種類や樹齡、林業に使える道の有無などの性質によって、それぞれ期待できることが変わってくるからです。森の性質は、町や県が公開する情報等から把握します。「災害の危険性」と「木材生産の収益性」に注目して性質を把握する場合、その森が次の分類のうちのどれに当てはまるかを考えます。更に、地域の個別事情等を加えて検討することで、その森の管理方針が見えてきます。

木材生産の収益性(アークスの向き)

資源を育みもたらす森(木材生産林)	災害や病虫害のリスクを軽減する森(景観・レク林)
暮らしを支える森(水源・環境林)	災害や病虫害のリスクを軽減する管理を行う森(防災・減災林)

更に、所有者の意向やエリアごとの状況を加えて、検討する

管理方針が見えてくる

≪ 森の分類とビジョンの3つの柱、管理方針 ≫

森の性質を見極め、分類がわかると、ビジョンの3つの柱のうち、どれを期待できるかがわかります。そしてそれぞれの森の管理や利用について、主な方針の選択肢が見えてきます。

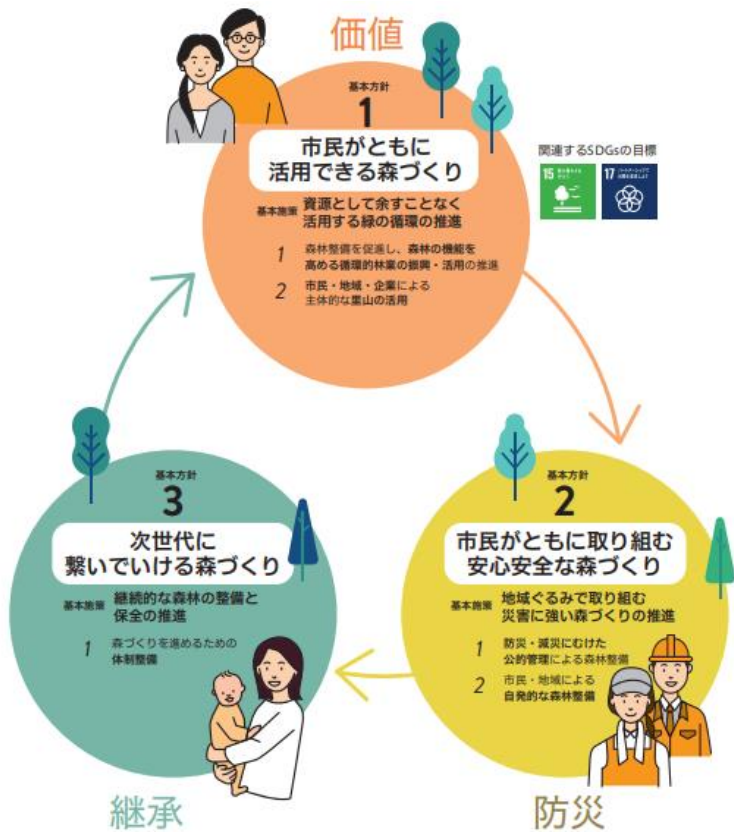
大目標：町内のすべての森が、何らかの方針のもとに管理されている。放置ゼロ!

森の分類	主に期待すること(ビジョンの3つの柱)	目標とする森の姿(イメージ)	主な管理方針	個別管理メニュー
災害や病虫害のリスクを軽減する管理をする森(防災・減災林)	① 災害が少なく、安心・安全であること		災害等のリスクを軽減する管理(資源のストック)	A 行政対応も含めた災害リスクの除去、軽減 ・災害に強い森林づくり ・人工林の保続的管理 ・松枯れの拡大防止 ・野生動物の生息域との境界明確化
暮らしを支える森(水源・環境林)	② 箕輪町の暮らしを彩り、支え、みんなが通いやすくなる森であること		遊交林への誘導	B 水源かん養機能を高める管理 ・人工林を自然へ還す管理 ・人工林の保続的管理(資源ストック)
災害や病虫害のリスクを軽減を最優先にしながら利用する森(景観・レク林)	③ 通いやすくなる森づくり		伐つて植えて育てるサイクリルの維持または構築	C 防災に最大配慮した木材生産の循環の維持または構築 ・木材以外の恵み(モノ・コト)を得るための管理 ・町民が楽しむための管理 ・人工林を自然へ還す管理 ・人工林の保続的管理(資源ストック)
資源を育み、もたらす森(木材生産林)	④ 資源を育み、もたらすこと		伐つて植えて育てるサイクリルの維持または構築	D 人工林を伐つて植えて育てる木材生産の循環の維持または構築 ・人工林の保続的管理(資源ストック)

森の分類と管理方針の対応関係

5.森林・林業行政における市町村の役割 事例③ 東広島市森林管理マスタープラン | 広島県東広島市

- 東広島市は、令和4年12月に「東広島市森林管理マスタープラン」を策定。同プランでは、市内の9地域ごとに、森づくりの将来像と方向性を整理。森林環境譲与税の活用方針も提示。
- 策定に当たっては、森林・林業関係者、ボランティア団体、市民、県・市関係者から成る「森林管理マスタープラン検討協議会」で検討を行うとともに、ヒアリングやアンケート調査も実施。
- 課題を踏まえた3つの基本方針を定め、対応する基本施策を整理。特に本市が林業地帯ではないことから、将来像に掲げる森林の姿に向かうため、山の価値が見直される必要があると言及し、基本方針のうち、特に「活用」の観点の基本方針に着目し、推進。



7. 地域別森林・林業施策の振興②

地域別森林・林業施策の振興

市内を「森林」視点で3つのエリアに分けるとともに、9つの地域ごとの視点で森林と森づくりの現状、活用の視点での今後の方向性について記載します。

市街地近郊エリア 産学官民連携や他産業との関わりなど、多様な担い手による森林活用と保全を推進するエリア

自然環境エリア 豊かな自然を活かした林業振興と森林活用、都市部との交流による新たな創出に取り組みエリア

里山エリア 観光の視点での森林活用や里山・里海の整備に繋がる環境価値の創出に取り組みエリア

福富
地域の将来像 自然と人が共生する新たなライフスタイルに出会える交流のまち
取組の方向性 豊かな自然環境を活かし観光と連携した森林資源の保全と新しい生活価値に繋がる活用
地域特性を活かした取組 地域森林資源を活用した新しい生活価値の創出に関わる小さな産業の推進
● 自然環境を活かした空間利用などの活用による森林に関わる機会の創出と意識醸成
● 森林における野生鳥獣対策の推進

豊栄
地域の将来像 豊かな自然環境の中でゆとりある暮らしが楽しめる体験・交流・定住のまち
取組の方向性 多様な担い手による主体的な里山活用と生物多様性環境の保全
地域特性を活かした取組 地域材の活用による木づかいへの意識醸成と活用促進
● 自然環境を活かした空間利用による森林に関わる機会の創出と意識醸成

志和
地域の将来像 田園環境との調和やインターチェンジなどのアクセス性・職住近接性を活かした仕事と新たな交流が生まれるまち
取組の方向性 多様な担い手による豊かな自然を活かした森林環境教育や森林保全を通じた魅力発信
地域特性を活かした取組 ● 豊かな自然環境を活用した森林サービス産業の推進
● 森林環境教育や水育を通じた森林に親しむ機会の創出と意識醸成

八本松
地域の将来像 先端産業と田園風景の調和や都市との近接性を活かした良好な居住環境が整ったまち
取組の方向性 企業と地域との連携による森林活用
地域特性を活かした取組 ● 地域・企業などと連携した森づくりの推進
● 自然環境を活かした森林に親しむ機会の創出と意識醸成

黒瀬
地域の将来像 交通利便性と地域資源である大学の機能を活かした健康・福祉と交流のまち
取組の方向性 地域・大学などと連携した地域住民の健康・福祉と里山保全・整備に繋がる活用
地域特性を活かした取組 ● 地域・大学などと連携した主体的な里山活用と森林に関わる機会の創出
● 生産森林組合による森林整備の継続と活用の推進

河内
地域の将来像 豊かな自然と空や秋道などの交通利便性を活かしたゆとりと活力のあるまち
取組の方向性 地域と林業事業者などの連携多様な担い手による主体的な里山活用と木質バイオマス資源の活用
地域特性を活かした取組 ● 地域が取り組む主体的な里山活用と、学校などと連携した森林に関わる機会の創出
● 買収/バイオマスをセンターを拠点とした地域資源の総合的活用による木質バイオマス利用の推進

高屋
地域の将来像 広域交通や様々な教育機関が整う豊かな田園と良好な居住環境を整えたまち
取組の方向性 地域・大学などと連携した里山保全・整備に繋がる森林資源の新しい活用法と生物多様性の保全
地域特性を活かした取組 ● 地域・大学などと連携した主体的な里山活用と森林に関わる機会の創出
● 生物多様性の保全に配慮した森林施策の実施

西条
地域の将来像 新たなテクノロジーによる次世代の創出と学術・研究・国際化を先導するまち
取組の方向性 産学官民連携による新たな木づかいと多様な担い手による主体的な里山活用
地域特性を活かした取組 ● 産学官連携などによる新たなイノベーション創出
● 公共建築物などへの広島県産材などの利活用をはじめとした木づかい
● 多様な担い手による地域の森林整備・保全の継続と推進

安芸津
地域の将来像 瀬戸内海に面した温暖な気候と豊かな自然環境を活かした共に生きあふまち
取組の方向性 企業との連携による市有林名産品としての森林資源と海洋観光資源の活用
地域特性を活かした取組 ● 森林整備を通じた環境価値の創出による森林吸収源対策の推進
● 里山と里海の近接性や景観を活用し、観光と連携した森林空間における森林サービス産業の推進
● 地域材の活用による木づかいへの意識醸成と活用促進

【基本方針と施策の関係】

【地域別の取組方針】

- 森林・林業分野の取組は、市町村における政策課題の解決に貢献することが可能。
- 大きな政策ビジョンの下で、制度と税を有効活用することにより、森林・林業を地域の課題解決に役立てて頂きたい。特に、森林経営管理制度で集積した森林は、市町村の裁量で活用可能。

森林経営管理制度と森林環境譲与税は政策の手段
⇒森林・林業を通じて、地域振興に貢献することが可能

【市町村の政策課題】

地域住民の安心・安全の確保

地域経済の活性化

雇用創出・人口増加

観光資源の創出

地域資源の基本情報整備



【森林・林業分野の取組】

手入れ不足森林の整備

市町村による事業発注、
林業経営者による木材生産

森林整備の担い手育成

観光施設周辺の森林整備

意向調査による森林所有者の
把握・確認

- ✓ 森林経営管理制度と森林環境譲与税は、あくまで、政策の手段にすぎない。
- ✓ まずは、各市町村において、幅広い関係者の参画の下、森林・林業の課題を明らかにした上で、将来の目標を設定し、目標達成のための方針(=政策、ポリシー)を策定して頂きたい。
(森林経営管理制度と森林環境譲与税は、その中のパーツとして位置付け。)